



ラオス人民 民主 共和国
平和 独立 民主 主義 統一 繁栄

国民議会

No. 33/NA
ビエンチャン首都、2023年12月29日

企業法（改正）

第I編 総則

第1条 目的

本法は、あらゆる経済分野における生産、貿易およびサービスを促進するため、企業の設立、活動、管理および検査に関する原則、規則および措置を規定したもので、生産力および生産関係を拡大することを目指し、国家の経済社会を頑強に成長させ、国家開発に貢献し、多民族国民の生活水準を向上させることを目的とする。

第2条（改正） 企業

企業とは、名称、資本、経営管理、事務所（オフィス）によって構成され、そして本法に沿って企業登記を行った事業単位をいう。

第3条（改正） 用語の説明

本法で使用される用語の意味は、以下の通りである。

1. **トゥラキット（ビジネス）** とは、利益を追求し社会公益に仕えるため、生産業からサービス業に至るまでの、何らか業務あるいは全ての業務における活動の運営を意味する。
2. **ウィサハキット スアンブッコン（個人企業）** とは、企業形態の一つの形で、一個人がオーナー所有権を持つ。個人企業とは、所有者の私的な事業として運営され、企業の全債務に対して無限責任を負う。
3. **ウィサハキット フンスアン（出資企業）** とは、企業形態の一つの形で、二人以上の出資者の契約に基づいて設立し、利益を分配するために資本を使って共同で事業を運営することを意味する。

4. **ウィサハキット フンスアンサーマン（一般出資企業）**とは、出資企業の一つの形式で、相互の信頼に基づき出資者が共同で事業を行い、各出資者は共同で企業の債務に対して無限責任を負う。
5. **ウィサハキット フンスアンチャムカット（有限出資企業）**とは、出資企業の一つの形式で、出資者の一部は企業の負債に対して無限責任を負い、これを一般出資者という。そして、また別の出資者は有限責任を負い、これを負債有限出資者という。
6. **ボリサット（会社）**とは、企業形態の一つの形で、資本を均等な価値を持つ株式に分割して設立されたものである。株主は、自分が出資した価値の株式を超えない限度で企業の債務に対して責任を負う。
7. **ボリサット チャムカット（有限会社）**とは、会社の一つの形式で、本法の第90条1項に定めた場合を除き、株主が二人以上で最高三十人を超えないものという。
8. **ボリサット チャムカット プーディウ（一人有限会社）**とは、会社の一つの形式で、一人の株主を有することを意味する。
9. **ボリサット マハソン（公開会社）**とは、会社の一つの形式で、少なくとも三人以上の株主である発起人を有し、証券取引業務に関係する法律および規制に従い、公開市場を通じて資金を調達することを目的とする。
10. **株式**とは、出資企業または会社の資本であり、本法に規定されたことに従い、一般出資企業または会社の形態に応じて、価値が等しくないまたは等しい部分に分割されるものである。
11. **普通株**とは、株主が株式を払い戻すことができない株の種類の一つである。
12. **優先株**とは、普通株とは異なる特別な権利や義務を有する株の種類の一つである。
13. **株券**とは、出資企業または会社における、パートナー（カーフン）または株主の権利および所有する一部を証明するための重要な法的書面をいう。
14. **社債券**とは、担保物がなくても、社債権者に対して、合意に基づき利息を含む返済を受けるための担保として、法的な権利を付与する会社の借入書面をいう。
15. **カーフン（パートナー）**とは、出資企業における出資者であり、カーフンの出資額にかかわらず、カーフンの一人につき一票の議決権を有する。
16. **プーテューフン（株主）**とは、会社における出資者であり、保有する株数に応じて、一株につき一票の議決権を有する。
17. **利益配当金**とは、出資企業または会社の純利益から、原価、費用、国家に対する義務および債務を控除した後に、パートナーまたは株主に分配される金銭をいう。
18. **オンパスム（会議の有効出席者）**とは、会議を開催するために許可される最低限の出席者数をいう。
19. **清算人**とは、裁判所または企業によって選任され、解散（ユップルーク）した企業の資産を収集し、債権者への弁済を行い、残された財産を所有者、パートナーまたは株主に分配する権利および義務を遂行する者をいう。
20. **企業登録証**とは、法律に基づく企業の設立を証明する書面をいう。

21. **事業運営許可証**とは、法律の規定に基づき、関連セクター（関連省庁）から特定の事業活動を行う許可を証明する書面をいう。
22. **規制リストに含まれない事業**とは、事業運営の許可を申請する必要がある事業および直ちに運営できる事業をいう。
23. **労務出資**とは、資本として提供される肉体的または知的な労働力をいう。

第4条（改正） 企業に関する国家の政策

国家は、経済社会開発の拡大に貢献させるため、関税（パーシー）、税金（アーコン）、規制、措置、情報提供、サービスおよびその他の便宜を企業に提供する政策を策定することにより、法律に適合するあらゆる分野において、国内外の個人、法人および組織が企業を設立し、または事業運営に参加することをサポートおよび促進する。

国家は、法律に従い、事業活動に使用される資本、財産等をはじめとする、企業の正当な権利および利益を保護する。

第5条（新） 企業の活動原則

企業の活動は、以下の原則に従わなければならない：

1. 国家の路線、政策、法律、国家経済社会開発計画に適合し、かつ関連部門（カネンガン）の管理下に基づいて設立され、事業を行うこと。
2. 法律に従い、正確かつ完全な会計（バンシー）を保持すること。
3. 公正性、透明性を有し、かつ監査可能であること。
4. 法律に従い、大衆組織の関与があること。

第6条（改正） 企業設立の権利

ラオス国民、ラオス国内に居住する永住外国人、無国籍者および外国人、かつそれらの個人の組織は、いずれも合法に沿って企業を設立する権利を有する。

第7条 事業活動における平等性

国内外のあらゆる経済セクターは、生産力の拡大ならびに生産、ビジネスおよびサービスを拡張するために、事業活動、かつ互いに競争し、協力し合うことにおいて法の下に平等性を持つ。

第8条（改正） 企業の義務

企業は、許可を受けた事業において活動を行い、会計（バンシー）を保持し、国家に対する義務を履行し、社会保険制度に加入し、労働者の正当な権利および利益を保護し、環境を保全し、情報を提供し、国防・治安維持業務に協力および貢献し、かつ社会を支援する義務を負う。

第9条（改正） 適用範囲

本法は、ラオス人民民主共和国において設立され、かつ事業活動を行う国内外の個人、法人および組織を含む企業に対して適用される。

第10条(改正) 国際協力

国家は、知見や情報の交換、資本・科学・技術・イノベーションおよび先進的な企業管理経験の誘致（ダウンデュード）、ならびに地域および国際への統合を含む市場の拡大などを通じて、企業に関する外国、地域および国際社会との協力関係を促進する。

第II編

企業

第1章

企業の種類、形態（フープカーン）および形式（フープベープ）

第11条(改正) 企業の種類

企業には、4つの種類がある：国有企業、混合企業、民間企業、および集団企業。

国有企業、混合企業、および民間企業は、本法の定めに従って設立され、活動する。

集団企業については、別途定める規則に従い設立され、活動する。

第12条 企業の形態

企業の形態とは、あらゆる種類の企業の設立および事業活動の基本となる事業組織である。

企業には以下の三つの形態がある：

1. 個人企業；
2. 出資企業；
3. 会社。

第13条(改正) 出資企業および会社の形式

出資企業には、以下の二つの形式がある：

1. 一般出資企業
2. 有限出資企業

会社には、以下の三つの形式がある：

1. 有限会社
2. 一人有限会社
3. 公開会社

第14条(改正) 企業の形態または形式の変更

個人企業から出資企業への変更は、パートナーの数および種類を増加させることによって行い、本法の定めに従って設立および活動するものとする。ただし、旧個人企業の債務は、新たな出資企業の責任となる。ただし、当該個人企業が、新たな出資企業の設立前に、正しくかつ完全に解散および清算を行っていた場合を除く。

その他の企業形態の変更、すなわち個人企業または出資企業から会社への変更は、本法に定める設立および事業活動の条件に適合して行わなければならない。個人企業または出資企業から会社への形態変更は、当該関係企業が、本法の定めに従い、正しくかつ完全に清算を行った後にのみ実施することができる。

企業の形式の変更については、別途規則に定める。

第2章 企業登録

第15条（改正） 企業登録

企業登録とは、法律に従い企業の設立を認証することであり、当該企業の活動期間を通じて一度限り行われるものである。

事業活動は、特別経済区への投資を含め、まず商工部門の企業登録官の下で企業登録を行わなければならない、その後、関連部門に対して投資許可または事業運営許可を申請するものとする。ただし、別途規則に定められた、企業登録の申請を必要としない事業はこの限りでない。

第16条（改正） 企業登録申請の提出

企業登録の申請を目的とする者は、直接または電子的な方法（イレククトニック）により、管轄の企業登録官に対して申請書および付属書類を提出することができる。

電子的な方法による企業登録の申請については、別途規則に定める。

第17条（改正） 企業登録の審査

企業登録官は、正しくかつ完全な企業登録申請を受理した日から3営業日以内に、企業登録証の発行を審査し、併せて国家企業データベースへ情報を記録しなければならない。

第18条（新） 企業登録証の内容

企業登録証には、以下の内容が含まれる：

1. 企業名
2. 企業コード、納税者番号
3. 企業の形態および／または形式
4. 事務所の所在地
5. 企業登録資本金
6. ダイレクターまたはマネージャー
7. 企業の所有者、パートナー（カーフン）または株主

第19条（新） 企業登録後の事業活動

企業登録を完了した企業は、事業を開始する前に、各ケースに応じて以下の通り実施しなければならない：

1. 規制リストにある事業は法律に基づき、関連部門から投資許可および事業運営許可を申請すること。
2. 規制リストに含まない事業は法律に基づき、関連部門から事業運営許可を申請すること。

関連部門は、投資許可および／または事業運営許可の発行、変更、停止（ジョ）または取下（トン）を行った後、当該書類を発行した日から5営業日以内に、管轄の企業登録官へ送付しなければならない。

一つの企業は、法律に別途定めがある場合を除き、複数の分野から複数の事業について、投資許可および／または事業運営許可を申請することができる。

第20条（改正） 企業登録資本金

企業登録資本金とは、企業登録の申請において個人、法人または組織が拠出した資本をいう。当該資本は、実在し、かつ関連する法律および規則に従い完全に拠出しなければならない。違反があった場合、違反者は法的責任を負わなければならない。

企業登録資本金は、本法に定める企業の各形態または形式に応じて、物品、金銭または労働力によって構成することができる。

必要性のある一部の事業種別において、関連部門は事業運営の条件として最低登録資本金を定める権利を有するが、政府からの同意を得なければならない。

第21条（改正） 企業登録の効果

企業登録は、以下の効果を生じさせる。

1. 個人企業は法人格を有しない；
2. 出資企業または会社には、出資者の別として法人の地位を有する；
3. 同時に企業名の登録となる。

第22条（改正） 企業の印章

企業は、規則に従い、治安維持部門に対して企業登録証を提示することにより、自社の印章の刻印を申請することができる。

治安維持部門は、刻印の申請日から2営業日以内に、印章の刻印を審査し、使用許可証を発行しなければならない。

第23条 不正な企業登録

不正な企業登録とは、すでに登録した企業が、形態、形式および事実（クアムペンジン）に従って内容の一部または全部が合致しない、改正を要するものである。当該修正は、正当な内容に訂正することで実施できる。修正が不可能な場合は、本法に定める手順に従い、当該企業を解散させなければならない。

法律により禁止されている者に対する企業登録、かつ法律に違反した企業登録は、いずれも無効とする。

企業登録の無効または企業の解散によっても、当該企業の責任は消滅しない。

第24条（改正） 企業登録内容の変更

企業は、企業登録証に記載された内容に変更があった場合、その変更を決定した日から30日以内に、企業登録官に通知しなければならない。企業登録官は、通知を受けた後、正しくかつ完全な書類を受理した日から3営業日以内に、企業登録証の内容変更を審査しなければならない。

企業は、本条第1項に定める期限より遅れて変更を通知した、または誤った内容で変更を通知したことを口実として、善意の第三者に対する自身の行為による責任を免れることができない。

第25条（新） 企業登録証の抹消（ロップラン）

企業登録官は、以下の場合において企業登録証を抹消することができる：

1. 企業の申出により、汚損、破損（ジークカード）、または損傷（シアハイ）した旧企業登録証に代わる新企業登録証が発行された後、当該旧企業登録証を抹消する；
2. 企業登録証が重複して発行された場合において、いずれか一方の企業登録証を抹消する；
3. 企業の登録内容の変更または企業の解散の場合において、旧企業登録証を抹消する。

第26条（改正） 企業登録内容の開示

個人、法人および組織は、企業登録官に対し、企業登録証の内容の閲覧または写しを申出することができる。文書の写しを申出する者は、規定に基づき手数料を納付しなければならない。

第3章 企業名称

第27条（改正） 企業名称

企業名称には、一名もしくは複数名の氏名、またはいずれかの名称を合意に基づき使用することができる。企業登録の申請を先に行った者は、当該企業名称に対し優先権を有する。

企業名称には、国有企業および混合企業を除き、企業の形態および／または形式を常に付さなければならない。

企業登録が認められなかった場合、企業登録の申請がなされた企業名称は、その効力を失う（トクパイ）。

第28条（改正） 禁止される企業名称

禁止される企業名称は、以下の通りである：

1. 他の企業の名称と重複する名称。ただし、個人企業の名称を除く；
2. 国の文化、善良な習慣、または社会の秩序に反する名称；
3. 国名または国際機関の名称；
4. 企業の形態または形式と同一の名称。

第 29 条（新） 企業名称の看板または企業登録

企業は、企業登録証の内容に従った企業名称の看板を保有し、企業登録の日から 60 日以内に、事務所の所在地の正面に当該看板を掲げなければならない。

企業名称の看板は、看板に関する法律および関連規定に定められたラオス語、内容、背景色、文字、寸法、および様式に従わなければならない。

第 30 条 企業名称の消滅（ユップルーク）

企業名称は、企業の解散（ユップルーク）と同時に消滅する。企業名称が消滅した後、企業名称の所有者は、（企業の）解散の通知があった日から七日以内に企業名称の看板を撤去しなければならない。

消滅された企業名称または企業登録証を継続して使用している個人または法人については、当該当事者は企業登録を行わずに事業活動を行っているものとみなす。

第Ⅲ編 個人企業

第 31 条（改正） 企業登録申請の添付書類

個人企業の企業登録申請における添付書類は、以下の通りである：

1. 様式に定めた個人企業の登録申請書；
2. 企業主の身分証明書、家族登録（フェンミリーブック）、またはパスポートの写し；
3. 企業主が自ら申請を行わない場合は、申請を委任された者の業務委託書（バイモープサンタ）または委任状。

第 32 条（新設） 資本の出資

個人企業の資本は、企業主の出資により構成される。出資は金銭または現物とすることができる。

個人企業主は、法律に別段の定めがある場合を除き、企業登録後、金銭および現物による出資を完全に履行しなければならない。

第 33 条 企業主の権利および義務

個人企業主は、以下の権利および義務を有する：

1. 自ら企業を管理運営し、または他者を雇用して管理運営させること；
2. 利益の使用または自らの企業に関するその他の問題を単独で決定すること；
3. 会計（バンシー）に関する法律の定めに従って会計（帳簿）を保持すること（ツーパーンシー）；
4. 国に対する義務を履行すること；
5. 法律に定められたその他の権利を行使し、その他の任務を遂行すること。

第34条 マネージャー

個人企業のマネージャーは、企業主自身または一人もしくは複数の外部の者を雇用してマネージャーとすることもできる。外部の者であるマネージャーは、個人企業主との合意に基づき報酬を受け取る。

複数のマネージャーを置く個人企業は、そのうちの一名を統括マネージャーとし、外部の者に対し単独で個人企業を代表して契約を締結する権利を有する。当該マネージャーをゼネラルマネージャーと呼ぶ。本規定は、出資企業および一人有限会社のマネージャーにも準用する。

マネージャーは、契約に定められた権利および義務に基づき、かつ企業主の監督の下で、そのすべての業務を遂行する。

マネージャーは、その業務の一部を他者に行わせることを任せることができる。

第35条 マネージャーの雇用契約

マネージャーの雇用契約は、民法典の定めに従い、書面により作成しなければならない。契約の内容には、権利、義務、賃金、当事者の責任、および契約の解除について詳細に定めなければならない。

企業主、マネージャー、および外部の者の間の関係は、関連法律に従うものとする。

第36条（改正） 解散および清算

個人企業は、以下の場合に解散する：

1. 個人企業主による解散の決定；
2. 裁判所の判決による解散；
3. 破産；
4. 企業主の死亡、または相続人がいない場合、企業主の行為能力の喪失。

個人企業の解散はいかなる場合であっても、賃金が優先として、税金の債務、およびその他の債務を、法律に従い正確かつ完全に清算しなければならない。清算において、企業主は自らこれを行うことも、外部の者を清算人に選任して代行させることもできる。清算終了後、国家企業データベースから企業名称を抹消するため関連する企業登録官に通知を行い、企業の解散通知を受けた日から3営業日以内に、いずれかのメディアを通じて当該抹消について公告しなければならない。

裁判所の判決または個人企業の破産による解散の場合の清算については、企業の再生および破産に関する法律、ならびにその他の関連法律の定めに従うものとする。

事実に反する不適切な清算がなされた場合、清算人は、自身の清算業務により生じた損害について責任を負わなければならない。

第四編
出資企業（ウィサハキット フンスアン）
第1章
出資企業の一般原則

第37条 出資企業のパートナー（カーフン）

出資企業に出資する者を「パートナー（カーフン）」と呼ぶ。
出資企業のパートナーは、個人または法人のいずれでもよい。

第38条（改正） 出資企業の設立契約

出資企業の設立を目的とする者は、民法典に適合する書面による契約を作成しなければならない。その内容は以下の通りである：

1. 企業名称；
2. 事業運営の目的；
3. 事務所の所在地；
4. 企業登録資に申請した資本または金銭・現物・労務（労働力）に区分された出資企業の株の価値；
5. 出資企業の全パートナーの氏名、住所および国籍；
6. 出資企業の全パートナーの氏名および署名；
7. その他必要な内容。

第39条 出資企業の法人格

出資企業の法人格は以下の通りに構成される：

1. 出資企業の名称；
2. 本店および支店（ある場合）の所在地；
3. 資産および資本；
4. 出資企業の定款；
5. 出資企業の形式に応じた債務に対する責任；
6. 一般人と同様に原告または被告として自己の権利および義務を行使することにおける法的能力。

第40条 出資企業の支店

ラオスで企業登録を行った出資企業は、その支店について再度企業登録を行う必要がない。当該支店は、本店の出資企業から独立した法人格を持たない。

支店はどこに設置すれば、その所在地の関連企業登録官に通知しなければならない。

ラオス国内に設置される外国出資企業の支店は、本法に基づき企業登録を行わなければならない。

国外でラオスの出資企業の支店設置は、当該国の法律および規則に基づいて行わなければならない。

ラオス国内における国内または外国法人の支店に対する訴訟は、その法人に対する訴訟とみなす。この規定は、ラオス国内に支店を有する外国法人にも適用される。

第 41 条 出資企業の定款

出資企業の定款は、以下の内容を含まなければならない：

1. 本法の第 38 条の第 1 項から第 5 項に規定された内容；
2. 出資企業のマネージャーの氏名、住所および国籍。他のパートナーが共同マネージャーとならない場合、マネージャーの権限行使に対する制限を定めることができる；
3. 出資企業の利益配当の方法および損失に対する責任；
4. 出資の払込方法および期限；
5. 経営管理；
6. 会議および議決方法；
7. 紛争解決方法；
8. 解散および清算

本条第 1 項の内容は、出資企業が追加の内容を含めることを希望する場合を除き、企業登録に申請した内容に記載しなければならない。

出資企業の定款には、マネージャーの署名が必要である。

第 42 条 (改正) 設立契約または定款の内容変更

出資企業の設立契約または定款の内容変更は、別途合意がある場合を除き、全パートナーの一致した同意を得なければならない。

第 2 章

一般出資企業 (ウィサハキット フンスアンサーマン)

A. 企業登録および一般出資企業内の関係

第 43 条 (改正) 企業登録申請の添付書類

一般出資企業の企業登録申請に必要な添付書類は以下の通りである：

1. 様式による一般出資企業登録申請書；
2. 一般出資企業の設立契約書；
3. パートナーおよびマネージャーの ID カード、家族記録 (フェンミリーブック) またはパスポートの写し；
4. パートナーが法人である場合、当該法人からの同意書；
5. 申請を委任された者の業務委譲書 (バイモープサンタ) または委任状

第 44 条 (改正) 出資

一般出資企業の資本は、パートナーの出資によって得られる。出資は、金銭、現物、または労務 (労働力) によって行うことができる。

現物による出資は、法律に従い金銭的価値を評価しなければならない。

労務による出資は、パートナーの合意に基づいて金銭的価値を評価しなければならない。労務によって出資された資本の価値を、一般出資企業の資産負債表（バンシーサルuppサツソムバツト）に記載することは禁止される。

一般出資企業のパートナーは、企業登録した後、パートナー間の合意に基づき、金銭および/または現物による出資を払い込まなければならない。

本条第1項に定める資本に加え、一般出資企業のパートナーは、合意に基づき、自己の所有する財産を当該企業の特定の事業運営に使用させる権利を有する。財産の使用方法、責任、および利益配当については、パートナー間の合意によるものとする。

第45条 株式

一般出資企業の株式は、その価値または比率が均等である必要はない。

本法第44条第3項の規定に従いパートナーが出資を払い込んだ後、一般出資企業は、払い込まれた比率に応じてパートナーに対し株式証書（株券に相当）を発行しなければならない。

一般出資企業の株式証書（バイフン）は、譲渡不能である。

第46条 マネージャー

一般出資企業の全パートナーが共同マネージャーとなることも、パートナーの1名または数名をマネージャーの代行として任命することもできる。

マネージャーは、一般出資企業および他のパートナーの代理人である。マネージャーは、別途合意がある場合を除き、その職務遂行に対する給与または報酬を受け取らない。

一般出資企業のマネージャーは、外部の者であってもよい。外部のマネージャーは、パートナー間の合意に基づき、給与または退職の報酬を受け取るものとする。

第47条 マネージャーの任命または解任

マネージャーの任命または解任は、別途合意がある場合を除き、パートナー全員的一致した票数を得なければならない。投票は1人1票とする。

マネージャーとして任命または解任される対象となるパートナーは、投票権を有しない。

第48条 マネージャーの権利および任務

マネージャーは以下の権利および任務を有する：

1. 一般出資企業の利益のために、完全かつ誠実に任務を遂行すること；
2. 一般出資企業の定款に定められた通りに権利を行使し、任務を遂行すること；
3. 自己が担当する一般出資企業の特定の業務を補助させるため、外部の第三者を雇用すること。複数のパートナーが共同マネージャーである場合、一般出資企業の経営管理は、多数決によって行うか、または定款に規定されたその他の方法で決定しなければならない。投票は1人1票とする。

単独のマネージャーの場合、その者は、別途制限が定められている場合を除き、一般出資企業の経営管理について単独の権限を有する。

本条第3項に述べた制限は、一般出資企業の定款に当該制限が規定されていない限り、外部の者に効力しない。

第49条 パートナーの権利および任務

パートナーは以下の権利および任務を有する：

1. 一般出資企業の全体的な状況について、いつでも質問すること；
2. 一般出資企業の会計書類およびその他の書類を閲覧またはコピーすること；
3. 合意に基づき、配当金を受け取り、損失分担に対する責任を負うこと；
4. 一般出資企業の全債務に対し、無制限の責任を負うこと；
5. 合意がある場合、拒否権（ヤップヤン）、異議権（カツカン）、または指摘権（タクトゥン）を行使すること。ただし、定款に当該権利を行使するケースおよび方法について詳細を規定しなければならない；
6. 一般出資企業が解散する際、合意に基づき、自己が出資した分および利益の分配を受けること。

第50条 新規パートナーの受入および株式の譲渡

一般出資企業は、別途合意がある場合を除き、新規パートナーを受け入れることおよび各パートナー間で株式を譲渡することができない。

新規パートナーの受入または株式譲渡を行うことを合意する場合、全パートナーの全会一致の同意を得なければならない。

新規パートナーの受入は、外部の者への株式譲渡、または外部の者に新規増資分の株式を購入させる方法によって実施できる。

新規パートナーの受入または株式譲渡の合意後、受入または譲渡の日から5営業日以内に、関連する企業登録官に通知しなければならない。

株式譲渡またはその他の事由によりパートナーが1名のみとなった一般出資企業は、解散することとなる。

パートナーの氏名を組み合わせて設立された一般出資企業の名称について、いずれかのパートナーが退社した場合、一般出資企業は当該パートナーの氏名を企業名称から削除する権利を有する。

第51条（改正） パートナーに対する禁止行為または事業活動

パートナーによる、自己の所属する一般出資企業の事業と競合する行為または事業活動は、すべて禁止される。ただし、他のパートナーから全会一致の同意を得た場合、または出資の前に当該行為もしくは事業活動がすでに行なわれ、他のパートナーからの異議がなかった場合はこの限りではない。

一般出資企業と競合するとみなされる行為または事業活動は以下の通りである：

1. 自己の名義で、一般出資企業の事業目的と類似する事業を行うこと；
2. 他人の名義で、一般出資企業の事業目的と類似する事業を行うこと。例えば、他の企業のダイレクターまたはマネージャーを務めること；

3. 債務に対して無限責任を負う他の一般出資企業または有限出資企業のパートナーとなること。

本条における禁止規定の違反に対し、一般出資企業は、当該パートナーが違反行為または事業活動から得たすべての利益を請求する権利、または関連機関に対し一般出資企業解散の訴えを提訴する権利を有する。

B. 一般出資企業と第三者との関係

第 52 条 債務に対する責任

各パートナーは、一般出資企業の債務に対し、無制限の責任を負わなければならない。債権者は、一般出資企業に対して請求を行ったにもかかわらず弁済がなされなかった後、各パートナーに対して債務の履行を請求する権利を有する。

パートナー間で、一般出資企業の債務または損失に対する各人の責任割合について合意することはできるが、当該合意は第三者に対して効力を有しない。

パートナーは、以下の場合に限り、一般出資企業の債務に対して責任を負う：

1. マネージャーまたは他のパートナーが、一般出資企業の定款に基づき職務を遂行したことから生じた債務である；
2. 一般出資企業の目的を達成するための何らかの職務遂行、かつ当該行為が全パートナーの承認によって生じた債務である。

第 53 条 利益を受ける権利

すべてのパートナーは、企業として第三者との関係から得られた一般出資企業の利益を受け取る権利を有する。これは、当該利益が一般出資企業の名称を使用して得られたものか否かを問わない。

第 54 条 退社したパートナーおよび新規入社パートナーの責任

一般出資企業から退社したパートナーは、自己が退社する前に発生した一般出資企業の債務について責任を負わなければならない。

当該責任は、その者が退社することに合意された日から1年以内に消滅する。ただし、これより長い責任期間が合意されている場合はこの限りではない。

新規に入社したパートナーは、一般出資企業のすべての債務について責任を負わなければならない。ただし、別途合意がある場合はこの限りではないが、当該合意は第三者に対して効力を有しない。

C. 一般出資企業の合併および分割

第 55 条 (改正) 一般出資企業の合併

一般出資企業は、1つまたは複数の他の一般出資企業と合併し、既存のいずれかの一般出資企業、または新しい一般出資企業となることができる。

一般出資企業が合併を行うには、以下の条件を満たさなければならない：

1. パートナー会議において全会一致の同意を得ること；

2. 合併について債権者に通知し、かつ合併決議の日から10営業日以内に少なくとも1回、いずれかのメディアを通じて公告し、債権者は通知を受けた日から30日以内に異議を表示する。当該期間内に債権者が異議を表示せず、または回答しない場合は、異議がないものとみなされる；
3. 新しい企業登録を行う、または企業登録の内容を変更すること。

第56条（新） 一般出資企業の分割

一般出資企業は、当該企業の資産、権利、義務、責任、およびパートナーを分割することにより、2つまたは複数の一般出資企業に分割することができる。

一般出資企業が分割を行うには、以下の条件を満たさなければならない：

1. パートナー会議において全会一致の同意を得ること；
2. 分割について全債権者に通知し、かつ分割決議の日から10営業日以内に少なくとも1回、いずれかのメディアを通じて公告し、債権者は通知を受けた日から30日以内に異議を表示する。当該期間内に債権者が異議を表示せず、または回答しない場合は、異議がないものとみなされる；
3. 分割により設立される企業について新しい企業登録を行い、元の企業については企業登録の内容を変更すること。

第57条（改正） 異議および合併・分割の効果

いずれかの債権者からの合併または分割に対する異議があった場合、当該一般出資企業は合併または分割を行うことができない。ただし、当該債権者への債務弁済を完了するか、または当該債権者と別段の合意があった場合はこの限りでない。

一般出資企業の合併または分割は、企業の解散ではなく、また以前の権利および責任を消滅させるものではない。

合併または分割された一般出資企業の新しい企業登録または登録内容の変更後、当該企業は、パートナー会議の合意に基づき、未払いの債務および義務について責任を負わなければならない。

D. 一般出資企業の解散

第58条（改正） 解散の事由

一般出資企業は、以下の3つの事由により解散することができる：

1. パートナー間の合意による解散；
2. 裁判所の判決による解散；
3. 法的事由による解散。

一般出資企業は、清算手続きを進め、本法に定める解散手続きに従って実施するため、解散事由が発生した日から10営業日以内に企業登録官に解散を通知しなければならない。ただし、裁判所の判決による解散の場合はこの限りではない。

第 59 条 パートナー間の合意による解散

一般出資企業は、いつでもパートナー全員の全会一致の合意により解散することができる。

第 60 条 (改正) 裁判所の判決による解散

一般出資企業のいずれかのパートナーは、以下の場合、人民裁判所に対し企業の解散を請求することができる：

1. 事業運営が損失を出し、回復不能である；
2. 不可抗力により、事業を継続できない；
3. 自身が欺かれて、または強制されてパートナーになった；
4. いずれかのパートナーが、パートナー契約もしくは定款に故意に違反している、または過失により一般出資企業に重大な損害を与えている。

パートナーは、裁判所に対し、解散の代わりに、原因を作ったパートナーに損害賠償をさせるか、またはパートナーから退社させるよう請求することもできる。この場合、一般出資企業は、当該パートナーに対し、資産分割時の実勢価格に基づき、その者が生じさせた損害額を差し引いた上で資産を分配しなければならない。ただし、別途合意がある場合はこの限りではない。

第 61 条 (改正) 法的事由による解散

一般出資企業は、以下の場合に法的事由により解散できる：

1. 一般出資企業の契約または定款の定めにより解散；
2. 一般出資企業のパートナーが残り 1 名となった；
3. 本法第 23 条の定めにより解散。

第 62 条 (改正) 解散通知の効果

一般出資企業の解散通知は、以下の効果をもたらす：

1. パートナーは、一般出資企業からの利益請求を停止される；
2. パートナーは、未払いの出資金を支払う責任を負う；
3. 一般出資企業内での決済は停止される。ただし、賃金および納税義務を除く；
4. 企業の債権は回収されなければならない；
5. 一般出資企業は、事業活動を行う権利をなくなるが、企業登録官から解散の通知が出されるまでにまだ法人格を維持する。

E. 一般出資企業の清算 (カンサムラササーン)

第 63 条 (改正) 清算の方法

パートナーは、定款の規定またはパートナー間の合意に基づき、資産の分配または清算の方法を選択し合意することができる。ただし、裁判所の判決による解散、またはパートナーが残り 1 名となった場合はこの限りではない。

第 64 条 パートナーによる清算人の任命または解任

一般出資企業の清算は、マネージャーもしくは全パートナーが共同で行うか、またはいずれかのパートナーもしくは外部の者を清算人に任命して代行させ、精算することができる。当該任命は、パートナー全員の全会一致の同意を得なければならない。

本条第1項に定める清算人の選定において投票数が不足する場合、パートナーは人民裁判所に任命を申立てることができる。

本条および本法第65条に定める清算人は、選任された際と同じ形式によって解任される。

第65条(改正) 裁判所による清算人の任命

裁判所の判決、またはパートナーが残り1名となったことにより一般出資企業が解散する場合において、本法第60条に基づき人民裁判所が清算人を任命する。ただし、法律に別段の定めがある場合はこの限りではない。

いずれかのパートナーの死亡により一般出資企業が解散する場合、死亡したパートナーの承継人(プースープトード)は、清算人になる権利、または清算に参加する権利を有する。承継人が複数いる場合は、代表者として1名を任命するものとする。

第66条 職務遂行不能な清算人の交代

任命された清算人が、死亡や行為能力の欠如などの理由により職務を遂行できなくなった場合、新しい清算人が任命されるまで、全パートナーが共同で清算人となる。

一般出資企業は、本条、第65条および第67条に基づく清算人の任命、解任、または職務終了について、任命した日から10営業日以内に公衆に通知しなければならない。

第67条(改正) 清算人の権利および任務

清算人は以下の権利および任務を有する：

1. 一般出資企業の負債について公衆に知らせ、かつ債権者に債権に関する書類を提出するため、解散事由の発生日から10営業日以内に、一般出資企業の債権者に対して解散について書面で通知し、かついずれかのメディアを通じて公衆に解散を公告する；
2. 全資産を収集し、財産目録および貸借対照表を作成する；
3. 一般出資企業の未完了の業務を引き続き完了させる；
4. 合意に基づき責任者である一般出資企業から自分(精算人)の業務遂行に対する報酬を受け取る；
5. 一般出資企業の資産の保全目的として、債権の完全な回収、資産の売却または譲渡に必要な措置を講じる；
6. パートナーに対し貸借対照表を報告し、正確性を証明するために会計監査人に送付する；
7. 資産の収集状況および業務結果を、関係する債権者、パートナーに報告し、または裁判所選任の場合は裁判所に報告する；
8. 必要事項の承認または決定のため、債権者およびパートナーの会議を招集する。少なくとも6ヶ月に1回は招集しなければならない；

9. パートナーおよび債権者会議から委任された職務を遂行する；
10. 債権者への債務弁済を行い、残余財産をパートナーに分配する；
11. 一般出資企業の代理として、調停または訴訟を行うために人民裁判所に訴えを提起する；
12. パートナーの資産を含まれても企業の資産が債務弁済に不十分であると判断した場合、パートナーまたは裁判所選任の場合は裁判所に報告する。
裁判所判決による解散の場合の清算は、判決および関連法に従う。

第 68 条 (改正) 複数清算人の職務遂行

複数の清算人が共同で職務を行う場合、各人に異なる職務が割り当てられている場合を除き、1 人 1 票の多数決原則に基づいて行わなければならない。

委任された各清算人の職務に基づき清算人の権限行使に対する制限は外部の者に有効しない。

第 69 条 (改正) 債務弁済および資産分配の優先

債務の弁済および資産の分配は、以下の優先順位に従わなければならない：

1. 労働法に基づく労働者の給与、賃金、またはその他の利益；
2. 納税義務（税金）；
3. 担保付き債務；
4. 無担保債務；
5. 本法第 44 条に定めるパートナーに対する一般出資企業の債務；
6. パートナーへの残余財産の分配。ただし、労務出資については、別途合意がない限り、残余財産の分配を受けられない。

一般出資企業にまだ弁済すべき債務が残っている場合、残りの債務については、パートナーの出資比率に応じて責任を分担させる。

第 70 条 (改正) 清算後の清算人の任務

清算手続き完了後、清算人は以下を行わなければならない：

1. 資産分配および債務弁済目録に関する報告書および決算書を準備し、承認を得るために債権者およびパートナー会議に送付する；
2. 資産分配および債務弁済の終了日から 10 営業日以内に、資産分配および債務弁済目録について公衆に通知する；
3. 債権者およびパートナーの会議で資産分配および債務弁済を承認した日から 10 営業日以内に、関連する企業登録官に企業の解散を通知する。

第 71 条 (改正) 清算人の責任

清算人は、以下の場合の通りに自身の行為に対して責任を負わなければならない：

1. 委任された職務遂行において、故意または過失により一般出資企業に損害を与えた。例えば、なすべき行為を無視して行わなかった、または損害が発生することを知っていたもしくは知り得たにもかかわらず誤った行為を行った；

2. 関連法の定めにより、委任者、債権者、または第三者に対して損害を与えた。

第 72 条（改正） 一般出資企業の解散通知および名称抹消

関連する企業登録官は、清算人から解散の通知を受けた日から 3 営業日以内に、メディアを通じて一般出資企業の解散について通知し、同時に国家企業データベースから当該一般出資企業の名称を削除しなければならない。

一般出資企業は、企業登録官が解散について通知した日から、法人格を喪失する。

第 73 条（改正） 解散後のパートナーの責任

パートナーは、一般出資企業の解散に関する通知があった日から五年間、自身の責任範囲内にある未払いの債務について責任を負わなければならない。

第 3 章 有限出資企業

A. 有限出資企業の原則および企業登録

第 74 条 パートナーの債務に対する責任

有限出資企業の一般パートナーは有限出資企業の債務に対し、無制限の責任を負う。

限定パートナー（カーフン チャムカット）は有限出資企業の債務に対し、自身がまだ払い込んでいない出資額の範囲内でのみ責任を負う。

まだ企業登録を行っていない有限出資企業については、設立期間中に生じた債務に対し、パートナーは無制限の責任を負うものとみなす。

第 75 条（改正） 企業登録申請の添付書類

有限出資企業の企業登録申請の添付書類は、本法第 43 条に定める一般出資企業の添付書類と同様のものを使用する。

B. 限定パートナーと企業および外部の者との関係

第 76 条（改正） 出資

限定パートナーは、金銭または現物によって出資を行うことができるが、労働力による出資は禁止される。有限出資企業の株式は、均等の価値である必要がない。

有限出資企業のパートナーは、企業登録後、パートナー間の合意に基づき、金銭および/または現物による出資を払い込まなければならない。

第 77 条（改正） 株式の譲渡

限定パートナーは、他のパートナーの同意を得る必要なく、自身の株式を譲渡することができる。当該株式譲渡は、事前に通知および企業登録内容の変更を行った場合に限り、外部の者に効力とする。

限定パートナーに以下の問題が生じた場合、次のように解決する：

1. パートナーが死亡した場合、別途合意がある場合を除き、承継人が代わってパートナーとなることができる。
2. パートナーが破産した場合、企業再生および破産法に基づき清算するため、破産したパートナーの株式のみを売却する。株式の売却により当該パートナーは有限出資企業から除外されるが、企業自体は事業を継続できる；
3. パートナーが行為能力を喪失した場合、別途合意がある場合を除き、後見人が代わって利益を管理・処理する。

第 78 条 限定パートナーが経営管理に参加する場合の責任

限定パートナーは、一般パートナーから任命された場合を除き、一般パートナーのようにマネージャーとなる権利を有しない。

限定パートナーが任命を受けずにマネージャーとして運営した場合、ケースごとに以下の効果が生じる：

1. 企業および外部の者に生じた損害に対し、無制限の責任を負わなければならない；
2. パートナーが（ある行為を）支援、承認、委任、または知っていながら反対しなかった場合、有限出資企業は外部の者に対する生じた損害の責任を負わなければならない。

本条第 1 項および第 2 項に基づき限定パートナーが経営管理に参加した場合、当該パートナーは外部の者に対してのみ無制限の責任を負うこととなるが、企業に対する責任は限定責任のままで変更がない。

第 79 条（改正） 限定パートナーの氏名を企業名称に使用する許可の効果

限定パートナーは、直接的か間接的かを問わず、自身の氏名を有限出資企業の名称として使用することを許可した場合、当該パートナーは一般パートナーと同様に、外部の者に対して企業の債務につき無制限の責任を負わなければならない。ただし、企業に対する自身の限定責任については変更がない。

第 80 条（改正） 配当金または利息

限定パートナーは、合意された比率または金額に基づき、利益を出している有限出資企業の事業活動から配当金または利息を受け取る権利を有する。ただし、累積赤字により資本が減少している、または損失を出している場合はこの限りではない。

正当に支払われた配当金または利息について、有限出資企業は返還を請求することができない。

第 81 条 限定パートナーの権利および任務

限定パートナーは、以下の権利および任務を有する：

1. マネージャーに対し、有限出資企業の事業活動について意見、助言、および質問をすること；
2. 任命された場合、有限出資企業の清算人となること；
3. 別途合意がある場合を除き、マネージャーを選任または解任すること；
4. 有限出資企業の定款の変更および（企業の）解散について投票すること。投票方法は有限出資企業の定款に詳細を定める；
5. 自身がパートナーとなっている有限出資企業と類似または同一の事業であっても、他の合法的な事業を行うこと（ができる）。

本条第1項から第5項に基づく権利行使および任務遂行は、本法第78条に定める有限出資企業の経営管理への参加とみなされない。

第82条（改正） 一般出資企業規定の準用

本章の第IV編 第3章に定められた規定に加え、有限出資企業の企業登録、内部および外部との関係、合併、分割、解散、および清算については、本法第IV部 第2章 A, B, C, D, Eに定められた一般出資企業の規定を適切に準用する。

第V編 会社（ボリサット） 第1章 会社の一般原則

第83条 会社の株主

会社に出資する者を株主と呼ぶ。

株主は、自身がまだ払い込んでいない株式の価額を超えずに、会社の債務に対して責任を負う。

会社の株主は、1名またはそれ以上とすることができる。

株主または会社の設立者は、個人または法人のいずれでもよい。

第84条 法人格および会社の支店

会社は法人格を有する。一方、会社の支店は、本法第39条および第40条の規定に基づき、法人格を有しない。

第85条（改正） グループ会社（グムボリサット）

グループ会社とは、法人格を有する複数の会社が、特定の事業において契約に基づき共同で事業を行うための結合体であるが、新たな企業登録は行わないものをいう。

グループを構成する会社の権利、義務、および責任については、別途規則において定める。

第86条（改正） 会社設立契約書

会社設立契約書は、民法典に適合し、書面によって作成されなければならない。

会社設立契約書には、以下の内容を含まなければならない：

1. 会社名称；
2. 事業活動の目的；
3. 事務所の所在地；
4. 企業登録に申請した資本金、それは価額、株式数、現物・金銭の区分、普通株または優先株に区分される；
5. 会社設立者の氏名、住所、国籍、および各人が引受（ジョンスー）する株式数；
6. ダイレクターに対し、会社の債務について無制限の責任を負わせる権限を与える旨の条項。本項に定めるダイレクターの無制限責任は、当該会社のダイレクターが退任した日から1年経過した後に消滅する；
7. 全会社設立者の氏名および署名；
8. その他必要な内容。

株主が1名のみの場合、会社設立契約書を作成する必要がない。

第 87 条（改正） 会社の定款

会社は独自の定款を持たなければならない、その主な内容は以下の通りである：

1. 本法第 86 条第 1 号から第 6 号に規定された内容；
2. 利益または配当金の分配方法；
3. 株式払込の方法および期限；
4. 経営管理；
5. 会議および議決方法；
6. 紛争解決の方法および手順；
7. 解散および清算。

本条に規定された内容に加え、有限会社は法律の適合に基づき、定款に追加の内容を定めることができる。

会社の定款には、ダイレクターまたはマネージャーの署名を有さなければならない。

第 88 条（改正） 設立契約書または定款の内容変更

設立契約書または定款の内容変更は、本法第 147 条に定める株主総会の特別決議による票数を得なければならない。

第 2 章 有限会社

A. 一般原則および設立

第 89 条 有限会社の株式保有

有限会社は、他の会社の株主または出資企業のパートナーになることができるが、自社の有限会社の株主になることができない。

第 90 条（改正） 株主数が定めた数を下回るまたは超過する場合

株主数が30名を超える有限会社は、本法第147条に定める特別決議による票数を得た場合に限り、有限会社としての地位を維持することができる。

前項に定める地位維持を希望しない場合、または十分な票数を得られなかった場合、当該有限会社は、公開会社の設立手順および原則に従って企業登録内容を変更するか、または解散しなければならない。

株主が残り1名となった有限会社は、本法第V編第3章の規定に従い一人有限会社へと形式を変更するか、または解散しなければならない。

第91条（改正） 有限会社の設立

有限会社の設立は、以下の手順および条件に従って行わなければならない：

1. 少なくとも2名の共同設立者が、有限会社設立契約書を作成すること；
2. 本条第1号の契約書作成後、株式が完売するまで引受人を探すこと。ただし、一般公衆に対して公開に株式の販売を申し出ることには禁止される。株式を引き受ける者（プージョンスーフン）を株式引受人（プージョンフン）と呼ぶ；
3. 有限会社設立総会を開催すること；
4. 有限会社の設立者は、有限会社の設立総会で選出されたダイレクターに対し、すべての業務を引き継ぐこと；
5. ダイレクターは、別途合意がある場合を除き、有限会社の設立総会終了日から30日以内に企業登録申請を行わなければならない。

第92条 有限会社設立者（プーサーンタン）

有限会社設立者とは、会社の設立を発意した者であり、会社の代理人ではない、少なくとも1株を保有しなければならない。

設立者の主な任務は、有限会社の設立総会が開催されるまでの間、会社設立に関連するすべての業務を管理することである。

第93条 設立者の株式引受人に対する責任

設立者は、以下の行為があった場合、株式引受人に対して責任を負わなければならない：

1. 個人の利益のために行動した；
2. 会社設立に関する収入または支出を隠した；
3. 会社設立業務の目的外の支出または契約を行った；
4. 自己の資産を実態よりも高く評価した；
5. 本法に定めるその他の行為に対する責任。

当該の行為により生じた損害について、設立者は法に基づき解決し、賠償しなければならない。

第94条 設立者の外部の者に対する責任

設立者は、有限会社設立に関して外部の者と締結した契約に対し、または承認されなかった場合、あるいは承認されたが会社が登記されなかった場合の会社設立の費用に対し、無制限の責任を共同に負わなければならない。

第 95 条 有限会社設立総会の権利および任務

有限会社の設立総会は以下の権利および任務を有する：

1. 有限会社の定款を承認すること；
2. 有限会社設立契約書、および設立者が外部の者と締結した設立関連契約、設立者の会社設立における費用を含めて、承認すること；
3. 存在する場合、普通株および優先株について合意すること；
4. 有限会社の初代ダイレクターを選出すること。

設立者は、有限会社の設立総会開催日の 10 営業日前までに、設立に関する報告書、ならびに引受人の名前、住所、および各人が引き受けた株式数を記載したリストを、各株式引受人に送付しなければならない。

第 96 条 有限会社設立総会の決議

有限会社の設立総会の決議は、設立者および株式引受人の人数の過半数、そして、引受済株式総数の半数以上に相当する票を得た場合にのみ有効となる。投票は 1 株 1 票とする。

設立者または引受人は、ダイレクターの選出を除き、自身が利害関係を有することについては投票権を持たない。

有限会社の設立総会は、設立者または引受人が直接的な利害関係を有するとみなす場合を決定する。

第 97 条 (改正) 企業登録申請の添付書類

有限会社の企業登録申請に必要な添付書類は以下の通りである：

1. 様式による企業登録申請書；
2. 有限会社設立契約書；
3. 株主およびダイレクターの ID カード、戸籍謄本、またはパスポートの写し；
4. 株主が法人または組織である場合、当該法人または組織からの同意書；
5. 代理人の義務委任状または委任状；
6. その他必要な書類。

第 98 条 (改正) 登録遅延に対するダイレクターの責任

本法第 91 条第 5 項に定める期間内に企業登録を行うことができなかったダイレクターは、自身の行為に対して責任を負わなければならない。

B. 有限会社の株式および株券

第 99 条 (改正) 株式

有限会社の 1 株は、均等な価額を持たなければならない、その価額は 2,000 キープを下回ってはならない。

有限会社の 1 株の株主は、1 名のみとする。

有限会社の株式は、金銭または現物によって出資することができる。現物による出資の場合、法律に従って金銭に見積もった評価額を定めなければならない。

有限会社の株式は、普通株式および優先株式の2種類とすることができる。

第100条 株式の価額および減額または増額した株式の発行

有限会社の株式の価額は、設立契約書において定めなければならない。この価額を額面価額（ムンカー カムノット）と呼ぶ。

有限会社は、本法第115条に定める有限会社の減資の場合を除き、第99条第1項に定める価額を下回る価額で株式を発行する権利を有さない。本項の禁止規定は、株主の株式の売買価格の決定には適用されない。

有限会社の株式の価額の増額については、本法第113条に定める規定に従った場合にのみ実施することができる。

第101条（新） 株式の払込

有限会社の株主は、企業登録を行った後、株主総会の合意に基づき、金銭または現物による株式の払込を完了しなければならない。

有限会社のダイレクターは、株主総会の合意に基づき、各株主に対し、その保有する株式の比率に応じて株式の払込を行うよう、払込額および期限について10日前までに書面で通知し、請求しなければならない。

株式代金の支払いにおいて、有限会社に対する債権と相殺することはできない。ただし、株主総会の特別決議による承認を得た場合はこの限りではない。

第102条（改正） 株式不払いの効果

本法第101条に定める金額および期限に従って自己が保有する株式の払込を完了していない株主は、株主総会における議決権および配当の受領権について、既に払い込んだ株式の割合に応じてのみ有する。株式を全く払い込んでいない株主の場合、株主総会での議決権を有さず、また当該会社の株主としての地位を取り消される場合がある。

第1項に基づき株式の払込を行わない株主がいる場合、ダイレクターは、本法に基づく払込期限の満了日から60日以内に、関係する企業登録官に対し、登録資本金の減少、株主の持株比率の変更、株主の変更、形式の変更、または解散による企業登録内容の変更を通知しなければならない。当該株主は、関係する企業登録官に対して企業登録内容の変更を行う前の期間において、自己が未払いの株式価額の範囲内で債務に対する責任を負わなければならない。

ダイレクターである株主が、上記第1項に基づき株式の払込を行わない場合、本法第126条の規定に従い、実施するものとする。

第103条 普通株主の権利および任務

普通株式の所有者を普通株主（プーテュー フンサーマン）と呼ぶ。普通株主は以下の権利および任務を有する。

1. 有限会社の業務に関して意見を提案する；
2. 有限会社の事業活動に貢献する；

3. 定められた期限内に株式の払込を行う；
4. 自己の利益を最大限に保護する；
5. 有限会社の定款に定めに従い、情報・ニュースを受け取り、文書を確認する；
6. 自己に損害を与えた有限会社のダイレクター、職員または労働者を提訴する；
7. 未払いの株式価額について責任を負う；
8. 有限会社の株主が株式を譲渡または売却する場合、外部の者に優先して株式を購入する権利を有する；
9. 有限会社のダイレクターを選任または解任する；
10. 解散時の清算により残余財産がある場合、その分配を受ける；
11. 自己が出資した株式の比率に応じて配当を受け取る；
12. 法律に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

本条第 10 および第 11 項に定める配当および財産の分配は、優先株主および有限会社の債権者への分配が完了した後にのみ実施することができる。

第 104 条 優先株主の権利および任務

優先株式の所有者を優先株主（プーテュー フンブリマシット）と呼ぶ。優先株主は以下の権利および任務を有する：

1. 本法第 103 条第 1 号から第 6 号までに定める権利を行使し、任務を遂行する；
2. 普通株主に先立ち、財産および配当の分配を受ける。配当は、株主間の合意に基づき、固定額または株式に対するパーセンテージで受け取る；
3. その他の特別な権利を受けること。当該特別な権利の変更または修正は、有限会社の定款に定めておかなければならない；
4. 別段の合意がある場合を除き、有限会社が黒字の状態にある場合、または有限会社が当該株式の買取を拒否した後に新たな引受人を見つけられる場合、株式を引き上げることができる。

本条第 4 号に基づき、有限会社が株式を買い取ることに合意した場合、その買取価格は額面価額または合意された価格でなければならない。

優先株主は、有限会社のダイレクターを選任する権利を有さない。

第 105 条（改正） 有限会社の株券の発行

有限会社のダイレクターは、企業登録および株式の払込が完了した後、30 日以内に株主に対して株券を発行しなければならない。各株券にはダイレクターの署名および会社の印章を行なわなければならない。

1 枚の株券は、少なくとも 1 株またはそれ以上の価値を有していなければならない。

第 106 条（改正） 有限会社の株券

有限会社の株券には、以下の内容を記載しなければならない。

1. 株券番号；
2. 有限会社の名称；
3. 株主の氏名；

4. 株主が保有する株式数；
5. 1株あたりの価額；
6. 定めることが可能な場合、未払いの株式価額および払込期限；
7. ダイレクターの署名およびある場合は会社の印章。

第107条（改正） 株式譲渡

株式の譲渡は、以下の場合にのみ実施できる：

1. 有限会社の定款に定める譲渡制限の内容に合致していること；
2. 法律による株式譲渡禁止の制限に抵触しないこと；
3. 法的による株式譲渡を受けたこと；
4. 書面によって作成され、譲渡人および譲受人の氏名と署名、ならびに譲渡人および譲受人双方の少なくとも各1名の証人の氏名と署名があり、譲渡される株券番号が記載されていること；
5. 株主名簿に記録されていること。

外部の者に株式を譲渡しようとする場合、まず有限会社の他の株主に売却を申し出なければならない。

有限会社のダイレクターは、当該株式の払込が完了していない場合、株式の譲渡を拒否することができる。

上記第3項に基づき有限会社が株式を譲渡した場合、譲渡人は、譲渡した株式の未払い部分について、依然として債権者に対する責任を負う。

第108条 法的による株式譲渡

法的による株式譲渡とは、本法第102条第2項および第111条第3項に起因する株式譲渡、あるいは株主の死亡、破産またはその他の事由に起因する株式譲渡を指す。

株券の発行および有限会社の新規株主としての登録を行うため、法的による株式譲渡を受けた者は、当該株式譲渡の取得に関する完全かつ正確な証拠、および株券を関係する有限会社に提示しなければならない。

第109条（改正） 法的による株式譲渡の制限

法的による株式譲渡には、以下の制限を有する：

1. 他の法的による株式譲渡の制限（もしある場合）。例えば、外国人、永住外国人または無国籍者の特定業種における株式保有制限；
2. 資産を管理される期間中の株式譲渡；
3. 合意がある場合、または有限会社の定款に定めがある場合において、株主名簿閉鎖期間中の株式譲渡。

第110条（改正） 株主名簿（バンシー タビェン プーテウーフン）

株主名簿は、以下の内容で構成される：

1. 株主の氏名、住所および国籍；
2. 株式数、株式価額、株券番号；
3. 未払いの価額；

4. 有限会社の株主として登録された年月日；
5. 有限会社の株主から除外された年月日；
6. その他必要と認められる内容。

株主名簿は、合意された時間に株主が閲覧できるよう、有限会社の事務所に保管しなければならない。

第 111 条 無効な株式譲渡

本法第 107 条第 1 項に定める条件に違反した場合、株式譲渡は無効となる場合がある。

無効な株式譲渡において、譲受人は、正しく修正されるまではまだ当該譲渡会社の株主とならない。この場合、譲渡人が依然として当該譲渡株式の所有者となる。

ただし、譲受人が 2 年を超えて善意で株式を占有し、誰も当該当事者が正当な株式所有者であることに異議または反対を申し立てなかった場合はこの限りではない。

第 112 条 株式譲渡人および譲受人の責任

株式の譲渡人は、以下の場合において、譲渡した株式の未払い額の範囲内で債権者に対して責任を負う：

1. 本法第 107 条第 4 項に定められる；
2. 譲渡された株式について支払請求がなされた；
3. 株式譲受人が、未払いの株式について支払うことができなかった。

株式譲渡人の責任は、債権者に対する責任であり、譲渡の登録日から 1 年を経過した後に終了する。有限会社は株式譲渡人を提訴することができない。

譲受人は、株式譲渡に伴うすべての権利、任務および義務を承継する。

C. 有限会社の増資または減資

第 113 条 (改正) 増資

有限会社は、株式数の増加または各株式の価額の引き上げにより、登録資本金を増加させることができる。

登録資本金の増加は、本法第 147 条に定める株主総会の特別決議による承認を得なければならない。

増資において、有限会社に対する債権を増資の株式払込として相殺してはならない。ただし、株主総会の特別決議を得た場合はこの限りではない。

第 114 条 増資株式の販売の申出

増資株式の販売の申出は、以下の優先順位に従って販売を申し出るものとする。

1. 各株主に書面で通知し、回答期限も併せて通知することにより、有限会社の株主に対し、各株主の持株比率に応じて販売を申し出る。回答しない者または期限より遅れて回答した者は、権利を放棄したものとみなす；

2. 期限が終了後、または株主が自己の比率分の購入を拒否した後、購入に関心のある有限会社の株主に販売を申し出る；
3. 本条第2号に基づく販売の申出によって残った株式については、ダイレクターが購入する権利を有する；
4. 外部の者へ販売を申し出る。譲渡の方法および手順は、有限会社の定款に従うものとする。

期限内に増資分の払込を行わない引受人については、本法第102条の規定に従って実施する。

第115条 減資

有限会社の登録資本金の減少は、各株式の価額の引き下げまたは株式数の減少により実施することができる。登録資本金の減少は、以下の条件に従って実施しなければならない：

1. 減少後の残余株式価額が2,000キープを下回らないこと；
2. 減少後の残余資本金が、登録資本金の半分を下回らず、かつ本法第20条第3項に基づき関連部門が定める最低資本金を下回らないこと；
3. 登録資本金の減少は、本法第147条に定める特別決議がある場合にのみ実施できる；
4. 有限会社の債権者が当該登録資本金の減少に異議を述べないこと。

第116条（改正） 債権者への通知

異議申立の機会を与えるための有限会社の債権者への通知は、以下の通り行わなければならない：

1. 有限会社の全ての債権者に対し、減資の理由、減少する株式価額または株式数を記載した書面をもって通知する。異議申立の回答期限は、通知を受領した日から30日を下回ってはならない。当該期限内に回答しない債権者は、異議がないものとみなす。
2. メディアを通じて少なくとも3回通知し、回答期限および本条第1項に定める内容を通知する。

第117条 異議申立および通知の責任

いずれかの債権者が異議を述べた場合、有限会社は当該債権者への弁済が完了しない限り、自己の資本金を減少させることができない。

有限会社の過失により減資に関する通知を受けなかった債権者がいる場合、有限会社は、株主総会が減資を承認する決議を行った日から1年以内に、当該債権者に債務を弁済しなければならない。

債権者自身の過失による場合は、当該債権者は異議を述べなかったものとみなす。

第118条 増資または減資の登記

本項Cに基づき増資または減資を行う有限会社は、以下の通り関連する企業登録官に対して資本金の変更登記を行わなければならない：

1. 増資による登記の場合において、引受株式の払込期日から10営業日以内に実施しなければならない；
2. 減資による登記の場合において、異議がないことが確定した日、または異議を述べた債権者への弁済が完了した日から10営業日以内に実施しなければならない。

増資または減資の登記後、有限会社は変更登記の日から10営業日以内に、メディアを通じて少なくとも1回、公衆に向けて通知しなければならない。

資本金の変更申請書類には、増資または減資に関わる有限会社の株主名簿、国籍、住所、株券番号、および保有株式数を含まなければならない。

D. 有限会社のダイレクターおよび理事会 (Board of Directors)

第119条 (改正) ダイレクター (プーアムヌアイガーン)

ダイレクターは、有限会社の代表者である。ダイレクター、有限会社、および外部の者の間の関係は、関連する法律および規則に従う。

有限会社のダイレクターには給与はないが、株主総会で合意された率または額に基づき、年次手当および会議ごとの手当を受け取る。ただし、外部から招聘されたダイレクターまたは別段の合意がある場合はこの限りではない。

ダイレクターは、株主であるか否かを問わない。ただし、別段の合意がある場合はこの限りではない。

ダイレクターのすべての活動は、会社の定款に定められた権利および義務の範囲内であり、かつ株主総会の統制下にななければならない。

1つの有限会社には、その業務上の必要性に応じて複数のダイレクターを置くことができる。

複数のダイレクターがいる有限会社において、特定のダイレクターに対し、外部の者との間で単独で会社の名義を用いて契約する権限を与えることに合意する場合、当該ダイレクターをプーアムヌアイガーン ヤイと呼ぶ。

プーアムヌアイガーン ヤイは、理事会の議長に選出されることができ、これを理事長 (会長) と呼ぶ。

第120条 ダイレクターの条件

有限会社のダイレクターの条件は以下の通りである：

1. 法人ではないこと；
2. 行為能力を有する者であること；
3. 破産者であって、事業禁止期間中の者ではないこと；
4. 詐欺または横領の罪で刑罰を受けたことがないこと。

第121条 ダイレクターの選任または解任

ダイレクターは、以下の場合に応じて選出される：

1. 初代ダイレクターは、有限会社の設立総会によって選出される；
2. その後のダイレクターは、株主総会によって選出される；
3. 2回の定時株主総会の間空席となったダイレクターのポジションは、理事会の会議によって任命される。有限会社に理事会がない場合、当該ダイレクターの任命について定款に定めておかなければならない。

有限会社のダイレクターは、いかなる方法で選出されたかに関わらず、株主総会によって解任される。

ダイレクターの解任は、十分な理由がある場合、または信頼を欠く場合、いつでも実施することができる。

有限会社の株主または理事会は、人民裁判所に対してダイレクターの選任または解任を請求する権利を有さない。ただし、本法または有限会社の定款に定める選任・解任の手続きに違反があった場合はこの限りではない。

第 122 条 ダイレクターの選任または解任の投票方法

ダイレクターの選任または解任の投票は、累積投票および通常投票の 2 つの方法で実施できる。

累積投票とは、各株主が自己の保有株式数と選出するダイレクターの数を乗じた数を持ち票とし、特定の候補者または複数の候補者に投票することを許可する方法である。集計においては、1 株を 1 票とみなす。最も多くの票を得た候補者がダイレクターとして選出される。

累積投票によって選出されたダイレクターの解任は、当該ダイレクターを選出する際に投じられた票数と同数以上の反対票がある場合にのみ実施できる。

通常投票とは、1 名のダイレクターを選出するために、1 株 1 票として投票する方法である。

本条第 4 項により選出される者は、株主総会に出席した株主および株主代理人の数の過半数の得票を得た者とする。この場合のダイレクターの解任は、選出時と同様に実施する。

第 123 条 (改正) ダイレクターの人数および任期

有限会社のダイレクターは 1 名または複数名とすることができるが、定款に定めるか、または株主総会で合意しなければならない。

有限会社のダイレクターの任期は、株主総会の合意による。

本法第 121 条第 3 号に基づき後任として選出されたダイレクターの任期は、退任したダイレクターの残任期間と等しいものとする。

第 124 条 ダイレクターの責任

ダイレクターは、以下の行為について責任を負わなければならない：

1. 有限会社の定款または設立契約に定められた有限会社の目的の範囲に違反すること；
2. 有限会社の定款に違反すること；
3. 委任された権利および任務の範囲を超えて行使すること；

4. 委任された権利および任務の不履行。

ディレクターは、当該違反に関与していないこと、または当該行為に関する決議に反対し、それが議事録に記録されていることを証明できた場合にのみ、責任を免れることができる。

株主は、ディレクターが有限会社の定款に違反して自分に支払った金銭について、当該部分を有限会社に返還しなければならない。

外部の者に対するディレクターの民事責任については、法律の定めに従うものとする。

第 125 条 ディレクターの違反に対する責任

株主総会が、本法第 124 条第 1 号から第 4 号に定める行為を承認する決議を行った場合、有限会社はディレクターの違反について外部の者に対して責任を負わなければならない。

ディレクター、職員または労働者が、委任された権利・任務の範囲に違反したが、それが有限会社の目的の範囲に違反しなかった場合、有限会社は外部の者に対して責任を負わなければならない。この場合における有限会社とディレクター、職員または労働者との間の責任については、関連法の定めに従うものとする。

第 126 条 ディレクターの違反に対する措置

有限会社は、本法第 124 条に定める責任違反を犯したディレクターに対し、措置を講じなければならない。ディレクターに対する措置は、有限会社の定款に定めておくものとする。

有限会社が本条第 1 項に定める措置を講じない場合、払い込み済み株式総数の 4 パーセント以上を保有する 1 名または複数の株主は、有限会社に対し、罰金または行為の停止を求める通知を書面で行うことができる。

違反したディレクターに対し、有限会社が措置を講じない、または不適切な措置を講じた場合、当該株主は有限会社に代わり、人民裁判所に対し、関係するディレクターへの罰金の判決または行為の停止命令を求めて提訴する権利を有する。

第 127 条 (改正) 有限会社の名義におけるディレクターの職務遂行

ディレクターの職務遂行には、有限会社の代表としての職務遂行と、個別の職務遂行の 2 つの性質がある。

有限会社の代表としての職務遂行は、関連法の定めに従って行わなければならない。この規定は、有限会社の職員または労働者にも適用される。

ディレクターの個別の職務遂行は以下の通りである：

1. 有限会社の設立契約、定款、および株主総会決議に従い、正しく有限会社の事業を管理運営すること；
2. 定められた金額および期限に従い、株式（の払込金）を徴収すること；
3. 目的および目標に従い、効果的に有限会社の資本を管理および使用すること；
4. 有限会社の全ての文書の保管および保存に関する会計システムを整備すること；

5. 承認のために株主総会に提示する前に、貸借対照表に記載された数値および情報の出所と正確性について説明し、会計監査人に協力すること；
6. 貸借対照表の写しを株主へ送付すること；
7. 持株比率に従って正しく利益を配当すること；
8. 有限会社の職員または労働者を管理および活用すること；
9. 有限会社の各種契約において、直接的か間接的かを問わず自己が有する利益、または会計年度中に生じた有限会社もしくはグループ会社における自己の株式の増減について、会社に通知すること。

第 128 条 (改正) **ダイレクターの事業実施の不許可**

ダイレクターが以下の事業を行うことは許可されない：

1. 自己のためか他人の利益のためかを問わず、有限会社と同種または類似の事業を行うこと。ただし、株主総会の同意を得る場合はこの限りでない；
2. 自社の有限会社と同種または類似の事業を行う一般出資企業の株主、または有限出資企業の一般株主となること。ただし、株主総会の同意を得る場合はこの限りでない；
3. 別段の合意がない限り、自己のためか他人のためかを問わず、自社の有限会社といかなる取引も行うこと；
4. 有限会社の定款に定めがある場合を除き、ダイレクター自身、その家族、または近親者が有限会社から金銭を借り入れること。この禁止事項は、有限会社の職員および労働者にも適用される。

本条に定める禁止事項への違反があった場合、本法第 126 条に定める措置が適用される。

第 129 条 **ダイレクター選任における外部の者に対する責任**

有限会社の定款に従わずに選任されたダイレクター、または条件を欠いているダイレクター等が選任された場合、有限会社はこれを理由として外部の者に対する責任を免れることができない。

第 130 条 (改正) **ダイレクターの退任**

有限会社のダイレクターは、以下のいずれかの理由により退任する：

1. 任期満了；
2. 株主総会による解任決議；
3. 本法第 121 条第 4 項に定める裁判所の判決があった；
4. 死亡、破産、辞任、行為能力の喪失、または本法第 120 条に定めるダイレクターの要件欠格。

退任および後任ダイレクターの選任があった後、選任の日から 30 日以内に、関係する企業登録官に対し、企業登録内容の変更を通知しなければならない。

新しい変更は、本条第 2 項に定める変更登記を行って初めて外部の者に対抗することができる。

ダイレクターの辞任は、有限会社がダイレクターの辞任届を受領した日から効力を生ずる。

理事会（ダイレクター会）のメンバーであるダイレクターが全員退任する場合、新たな選任が行われるまで、旧理事会が引き続き職務を遂行するものとする。

第 131 条 ダイレクター名簿

ダイレクター名簿は、以下の内容で構成されなければならない：

1. ダイレクターの氏名、国籍、生年月日、および住所；
2. 各ダイレクターが保有する株式の種類、価額、株券番号、および株式数；
3. ダイレクターに選任された年月日。

ダイレクター名簿および株主総会議事録は、株主が閲覧または検査できるよう、有限会社の事務所に保管しなければならない。

第 132 条（改正） 理事会（サパーポリハン）

有限会社は、理事会を設置することができる。資産が 500 億キープを超える有限会社の場合、理事会および会計監査人を設置しなければならない。

理事会は、有限会社の定款に定められた原則および方法に基づいて活動する。有限会社の定款に定めがない場合、有限会社の理事会は本法第 133 条から第 137 条の定めに従って活動するものとする。

第 133 条 理事会の権利および任務

理事会は、以下の権利および任務を有する：

1. 各ダイレクターの業務調整および調整の中心となること；
2. 2 回の定時株主総会の間空席となったダイレクターを任命すること；
3. 株主総会に提案するための有限会社の経営管理に関する計画方針を定めること；
4. 有限会社の定款に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行すること。

第 134 条 理事会の定足数

理事会の定足数は、理事会自身の合意によるが、理事会メンバー数の半数を下回ってはならない。理事会メンバーが 2 名のみの場合、定足数は 2 名でなければならない。

理事会メンバーのポストに空席が生じたが、定足数を満たしている場合、理事会は新しいメンバーが選出されるまで業務を継続することができる。

空席が生じた結果、本条第 1 項に定める定足数の最低ラインを下回った場合、理事会はメンバーを補充して定足数を満たすこと以外のいかなる業務も行うことができない。

第 135 条 理事会の会長および副会長

理事会の会長および副会長は、ダイレクターの中から選出される場合がある。

理事会会長は、理事会会議および株主総会を主宰し、有限会社の定款に定められた権利および任務の範囲内でその他の業務を遂行する。

理事会副会長は、会長を補佐し、会長から委任された任務を遂行する。

理事会会議または株主総会において、会長に差し障りがある場合、いずれかの副会長に会議の議長を委任しなければならない。副会長がいない場合、または出席できない場合は、投票により理事会メンバーの1名を選出し、当該会議の議長とする。

理事会を持たない有限会社の株主総会においては、理事会メンバーの1名を選出し、当該会議の議長とする。

第136条 理事会の招集

各理事会メンバーは、理事会を招集する権利を有する。

理事会メンバーは、自ら会議に出席しなければならない。他人を代理出席させることは禁止される。ただし、他の理事会メンバー全員の同意を得た場合はこの限りではない。代理出席者または代理人は、意見を述べる権利を有するが、投票権は有さない。

必要な場合、理事会は通信手段を通じた非公式会議と呼ばれる形式を利用することができる。

第137条 理事会の決議および議事録

理事会の決議は、会議に出席した理事会メンバーの半数を超える票を得た場合にのみ有効となる。理事会メンバー1名は1票を有する。

理事会メンバーとして、会議の議長は他のメンバーと同様に投票を行う。投票の結果が同数の場合、議長が決定のための追加の1票を投じる。

投票される決議に直接的な利害関係を持つ理事会メンバーは、投票してはならない。

非公式会議の決議については、通信手段を利用する場合の詳細な決議方法を含め、有限会社の定款に定めておくものとする。

各理事会会議においては、記録または議事録を作成しなければならない。理事会議事録は有限会社の本店に保管し、株主が閲覧または検査できるようにしなければならない。ただし、営業秘密または有限会社の競争戦略に関する文書または情報は例外とする。

第138条 有限会社の職員および労働者

有限会社の職員は、マネージャー、秘書、会計担当者、およびその他の一般職員で構成される。

有限会社の職員は、理事会によって、または理事会がない場合はダイレクターによって任命または解任される。有限会社の労働者については、マネージャーによって雇用または解雇される。

有限会社の職員は給与を受け取る。有限会社の労働者は、対価として賃金を受け取る。職員の給与率および労働者の賃金率は、株主総会によって承認される。最低賃金率については、関連法および規則に定める率を下回ってはならない。

有限会社の職員および労働者は、委任された権利を行使し、任務を遂行しなければならない。

ダイレクターと有限会社の職員および労働者との関係は、関連法の定めに従う。

雇用または業務の委任は、委任者の署名を伴い、委任する権利および任務の詳細を定めた書面によって行わなければならない。

マネージャーがいない有限会社の場合、ダイレクターがマネージャーの権利および任務を代行して遂行する。

E. 有限会社の株主総会

第 139 条 (改正) 株主総会

有限会社の株主総会は、有限会社の最高組織である。有限会社の株主総会には、定時株主総会および臨時株主総会の 2 種類がある。

定時株主総会は、少なくとも年 1 回開催しなければならない。開催時期については、有限会社の定款に定める。

臨時株主総会は必要と認められる場合いつでも開催することができる。例えば、会計監査人の地位が空席となった時など。

臨時株主総会は、以下の場合に開催することができる：

1. ダイレクターの半数以上が株主総会の開催に同意した；
2. 株主が人民裁判所に提訴し、人民裁判所が開催命令を出した；
3. 払い込み済み株式総数の少なくとも 10 パーセント以上に相当する株式を保有する株主の請求があった。

本条第 3 号に基づく招集の場合、当該株式数を有する株主は、連名で理事会またはダイレクターに対し、開催請求の目的および内容を明記した提案書を作成しなければならない。理事会またはダイレクターは、当該提案書を受領した後、受領日から 30 日以内に臨時株主総会を開催しなければならない。

第 140 条 総会開催前の株主への通知

定時または臨時株主総会を開催する前に、理事会またはダイレクターは、開催日の少なくとも 5 営業日前までに、全株主に対し、会議の日時、開始・終了時刻、場所を通知するとともに、会議に関連する必要な文書を送付しなければならない。

株主総会を延期する場合、理事会またはダイレクターは、本条第 1 項の定めと同様の手続きを行わなければならない。

株主への通知は、直接送付するか、または適切と認められる通信手段を通じて送付することができる。

第 141 条 定足数

有限会社は、株主総会の定足数および会議の運営規則について、定款に詳細を定めなければならない。定款に定めがない場合、定足数は少なくとも 2 名の株主が出席し、かつ全払い込み済み株式数の過半数を有していなければならない。

有限会社の定款において、定足数について別段の定めを設けることができるが、本条第 1 項に定める数を下回ってはならない。

無効な譲渡による株式は、当該株主が会議に出席していたとしても、株主総会の定足数には算入しない。

第 142 条 (改正) 会議の議題

会議の議長は、合意された議題の順序を整理し、維持しなければならない。議題の順序の変更は、出席した株主の過半数の票を得た場合にのみ実施できる。

株主総会は議題を追加することができるが、払い込み済み株式数の 5 パーセントを超える株式を有する株主からの提案がなければならない。

審議に長時間を要する場合、会議は本法第 140 条に定める再招集の手続きを経ることなく、当該問題を別の日時に延期して審議することを決定できる。

第 143 条 会議の場所および規則

株主総会は、有限会社の本店で開催しなければならない。ただし、必要がある場合または別段の合意がある場合はこの限りではない。

会議の予定時刻から 2 時間を経過しても定足数に満たない場合、議長は会議の中止を命令する権利を有する。

再開催の招集は、会議中止の日から 15 営業日以内に実施完了しなければならない。この場合、定足数を満たす必要なく会議を進行することができる。

第 144 条 (改正) 議決権の制限

株主は、以下の場合において議決権を制限される：

1. 有限会社の定款に定めがある；
2. 株主が株式の払込を滞納している；
3. 決議により承認される問題について、直接的な利害関係を持つ株主である。ただし、株主総会で別段の合意をした場合はこの限りではない。

第 145 条 代理人の会議出席委任

株主は、代理人を委任して会議に出席させることができる。ただし、委任は書面で行い、会議開催前に理事会またはダイレクターに提出しなければならない。以下の重要内容を含まなければならない：

1. 代理人の氏名および委任する株主の氏名；
2. 委任する株主の保有株式数；
3. 会議の名称、日時、場所、および委任の範囲。代理投票を希望する場合は、その旨についても明記しなければならない。

代理人は、業務委託書（バイモーブサンタ）に別段の定めがない限り、委任者と同等の議決権を有する。

第 146 条 株主総会の決議

株主総会の決議には、普通決議と特別決議の 2 つの性質がある。

普通決議は、会議に出席した議決権の過半数の票を得た場合のみに有効となる。集計においては、1 株を 1 票として計算する。

第 147 条 (改正) 株主総会の特別決議

特別決議を行うための会議招集は、本法第 140 条の定めに従って株主に通知しなければならない。併せて会議で決議する問題も明示しなければならない。

特別決議を行うための株主総会は、1 回または複数回開催される場合がある。特別決議は、会議に出席した株主または株主代理人の少なくとも 3 分の 2 以上の賛成、かつ全払い済み済み株式数の少なくとも 80 パーセント以上の賛成がある場合に有効となる。

以下の問題は、特別決議を必要とする：

1. 本法に定められた問題に関する投票；
2. 定款または設立契約の変更；
3. 増資または減資；
4. 合併、分割、または解散；
5. 有限会社の事業の全部または重要な一部の売却または譲渡；
6. 他の企業の事業の購入または譲受；
7. 総資産の 50 パーセント以上の資産の売買または譲渡；
8. 株主数が 30 名を超えた場合の、有限会社としての地位の維持。

第 148 条 決議の方法

株主総会の普通決議または特別決議は、各会議における合意に基づき、秘密投票または公開投票のいずれかの方法で行うことができる。

第 149 条 少数票株主の権利および利益の保護

株主総会の決議は、本法第 146 条および第 147 条に定める票数を得た場合に有効となるが、当該決議の結果が有限会社に重大な損害を与えた場合、有限会社は、合意に基づき、当該決議に反対した株主に対して補償金を支払わなければならない。

第 150 条 株主総会決議の取消

株主総会の決議は、人民裁判所の判決によってのみ取り消すことができる。人民裁判所は、以下の場合に株主総会決議を取り消す判決を下す：

1. 有限会社の定款または設立契約への違反があった；
2. 決議に関する規則への違反があった；
3. 本法第 140 条に定める会議開催通知に関する規則への違反があった。

第 151 条 株主総会決議の取消請求権者

人民裁判所に対し、株主総会決議の取消を請求する権利を有する者は、株主およびダイレクターである。

株主が死亡または行為能力を喪失した場合、その承継人または後見人も同様に、人民裁判所に対して株主総会決議の取消を請求する権利を有する。

株主総会決議の取消請求は、株主総会が決議を行った日から 60 日以内に行わなければならない。

第 152 条 (改正) 定時株主総会の権利および任務

定時株主総会の権利および任務は以下の通りである：

1. 有限会社の定款および設立契約を承認すること；
2. ダイレクターまたは理事会を選任または解任すること；
3. 会計監査人を選任または解任すること；
4. ダイレクターの年次手当、会議手当、または給与を決定すること；
5. 職員の給与、会計監査人およびその他の会社の労働者の報酬を決定すること；
6. 有限会社の事業報告書、損益計算書、および事業計画を承認すること；
7. 配当金の配分方法を承認すること；
8. その他必要と認められる権利を行使し、任務を遂行すること。

臨時株主総会は、2回の定時株主総会の間に発生した必要な場合において、権利を行使し、任務を遂行する。

F. 有限会社の財務

第 153 条 配当金の分配

配当金の分配は、別段の合意がない限り、払い込み済み株式 1 株につき均等な割合（パーセンテージ）で分配するものとする。配当金の分配は、事前に株主総会の同意を得なければならない。

有限会社は、過去数年間にわたり継続して累積損失がある場合、配当金を支払ってはならない。

本条第 2 項に違反し、その結果会社の債権者が不利益を被った場合、債権者は株主に対し、分配された配当金の返還を求めて提訴することができる。ただし、当該配当金の分配日から 1 年以内に提訴しなければならない。

第 154 条（改正） 積立金（カンサムホン）

積立金には、法定積立金（カンサムホン タムラビアップカーン）およびその他の積立金の 2 種類がある。

法定積立金は、リスク保証のための積立金であり、有限会社は毎年、純利益から損失を控除した後の 10 パーセントを積立金として控除しなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場合はこの限りではない。この積立金の累積額が有限会社の登録資本金の半分に達したときは、積立金の控除を停止することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合はこの限りではない。

その他の積立金については、株主総会の合意に基づき設けることができる。

第 155 条 積立金の使用

有限会社の法定積立金は、法律に別段の定めがある場合を除き、有限会社の損失の穴埋めにのみ使用しなければならない。有限会社のその他の積立金は、株主総会の同意を得た場合にのみ、損失の穴埋めに使用することができる。

G. 有限会社の監査

第 156 条 (改正) 監査

有限会社の監査とは、会計法に定められた会計システムに基づくデータおよび記録方法の正確性を検証することである。

株主による会計監査は、株主総会において株主自身が選出した監査人を通じて実施される。

有限会社は、株主総会の合意および監査業務に関連する法律に従い、常勤または定期的な監査人を雇用することができる。

第 157 条 (改正) 監査人の権利および任務

監査人の権利および任務は以下の通りである：

1. 報酬を受け取ること；
2. 必要と認めるときはいつでも有限会社を監査すること；
3. 自己の監査上の論点に関連するあらゆる事項について、有限会社のダイレクター、職員または労働者に質問すること；
4. 株主総会に送付される有限会社の財務報告書を監査し、併せて有限会社の会計システムおよび数値に関する正確性または誤りについて報告および証明すること。

第 158 条 (改正) 株主の文書謄本閲覧権

株主は、営業時間内であればいつでも、有限会社の企業登録に関する文書を閲覧またはコピーする権利を有する。ただし、営業秘密および競争戦略に関する文書は除く。

株主は、有限会社が提供した文書のコピーについて、その正確性を証明する署名を行うよう、有限会社のダイレクターに対して請求する権利を有する。

H. 有限会社の合併、分割および解散

第 159 条 (改正) 有限会社の合併

有限会社は、1つまたは複数の会社と合併し、既存のいずれかの会社となるか、または新たな会社となることができる。

有限会社は、以下の条件を履行した場合に限り、合併することができる：

1. 本法第 147 条に規定された特別決議を得ること；
2. 合併について自己の債権者に通知し、かつ、合併決議の日から 10 営業日以内に少なくとも 1 回、いずれかのメディアを通じて広告すること。これは、債権者が通知を受けた日から 30 日以内に異議を申し立てるためであり、債権者が当該期間内に異議を申し立てず、または回答しなかった場合は、異議がなかったものとみなされる；
3. 新たな企業登録を行うか、または企業登録の内容を変更すること。

有限会社の合併に対する異議申立ておよび合併の効果については、本法第 57 条の規定と同様に実施するものとする。

第 160 条 (新) 有限会社の分割

1つの有限会社は、分割される会社の資産、権利、義務および責任、ならびに株主を分割することにより、2つまたは複数の会社に分割することができる。

有限会社は、以下の条件を履行した場合に限り、分割することができる：

1. 本法第 147 条に規定された特別決議を得ること；
2. 分割について自己の全債権者に通知し、かつ、分割決議の日から 10 営業日以内に少なくとも 1 回、いずれかのメディアを通じて公告すること。これは、債権者が通知を受けた日から 30 日以内に異議を申し立てるためであり、債権者が当該期間内に異議を申し立てず、または回答しなかった場合は、異議がなかったものとみなされる。
3. 分割により設立される会社については新規の企業登録を行い、元の会社については企業登録の内容を変更すること。

有限会社の分割に対する異議申立ておよび分割の効果については、本法第 57 条の規定と同様に実施するものとする。

第 161 条 (改正) 解散の事由

有限会社は、以下の 2 つの事由により解散することができる：

1. 法的事由による解散；
2. 裁判所の判決による解散。

解散しようとする有限会社は、本法第 58 条第 2 項の規定に従い、解散の通知を行わなければならない。

第 162 条 法的事由による解散

有限会社は、以下のいずれかの法的事由により解散することができる：

1. 有限会社の定款に規定された事由による解散
2. 有限会社の株主総会が、本法第 147 条の規定に基づき解散の決議を行った；
3. 破産された；
4. 本法第 23 条に規定された場合による解散。

第 163 条 裁判所の判決による解散

ダイレクターまたは株主は、以下のいずれかの事由に基づき、有限会社の解散を審理するよう人民裁判所に提訴する権利を有する：

1. 本法に規定された設立の要件または手続きに対する違反がある；
2. 設立契約または有限会社の定款に違反した；
3. 有限会社の事業活動において継続的に損失が発生し、かつ改善不能である；
4. 不可抗力により、有限会社が自己の事業を継続できなくなった；
5. 株主が残り 1 名のみとなった、または株主数が 30 名を超えた場合、ただし、本法第 90 条に規定された場合を除く。

訴状を受理した後、人民裁判所は、解散を命じるか、または問題が重大でない場合もしくは解決可能である場合には、関係する有限会社に対しこれに代わる過誤の解決を命じることができる。

第 164 条 解散通知の効果

有限会社の解散通知は、本法第 62 条に規定された出資企業の解散と同様の効果を有する。

I. 有限会社の清算

第 165 条 清算の方法

株主は、有限会社の定款の規定または株主間の合意に基づき、資産の分配または清算の方法を選択するために合意することができる。ただし、破産による解散、人民裁判所の判決による解散、または有限会社の株主が残り 1 名のみもしくは 30 名を超えたことによる解散の場合はこの限りではない。

第 166 条 清算人の選任または解任

有限会社の清算人の選任または解任の方法は、有限会社の定款に詳細を規定しなければならない。有限会社の定款に当該選任または解任に関する規定がない場合、株主総会において、出席した株主および株主代理人の投票権の少なくとも 3 分の 2 以上の賛成により清算人を選任する決議を行う。清算人は自然人とし、有限会社の内部または外部の者のいずれでもよい。

本条第 1 項に規定された清算人を選任するための株主の票数が不足する場合、有限会社の利害関係者は、人民裁判所に対し選任を請求する権利を有する。

本条および本法第 167 条に基づき選任された清算人は、選任された際と同じ形式をもって解任されるものとする。

第 167 条 裁判所による清算人の選任

破産、裁判所の判決、または有限会社の株主が残り 1 名のみもしくは 30 名を超えたことに起因する有限会社の解散の場合における清算人の選任は、人民裁判所が行うものとする。

第 168 条 任務を遂行できない清算人の後任選任

選任後、死亡または行為能力の欠如等のいずれかの事由により任務を遂行できなくなった清算人がいる場合、前任の清算人が選任された際と同じ形式をもって、後任の清算人を選任しなければならない。

有限会社は、本条、第 166 条および第 167 条の規定に基づく清算人の選任、解任または任務終了について、当該選任、解任または任務終了の日から 10 営業日以内に一般公衆に通知しなければならない。

第 169 条 清算または債務弁済の優先順位

清算または債務の弁済は、本法第 69 条第 1 号から第 4 号に規定された優先順位に従い実施しなければならない。

本条第 1 項の規定に従い債権者への弁済を完了した後、残余財産がある場合は、各株主に分配しなければならない。

第 170 条 (改正) 一般出資企業の清算に関する規定の適用

第 V 編、第 2 章、I に規定された各条項に加え、有限会社の清算については、本法に規定する第 67 条 (清算人の権利および義務)、第 68 条 (複数の清算人の職務遂行)、第 70 条 (清算後の清算人の任務)、第 71 条 (清算人の責任)、第 72 条 (違「一般出資企業の解散通知および企業名称の抹消)、および第 73 条 (解散後の社員の責任) の規定を、適宜適用するものとする。

第 3 章 一人有限会社

第 171 条 (改正) 一人有限会社の設立

一人有限会社の設立は、以下の条件および手順に従って実施しなければならない：

1. 設立者は一人の個人または単一の法人でなければならない；
2. 企業登録を申請すること。

第 172 条 (改正) 企業登録申請の添付書類

一人有限会社の企業登録申請に添付する書類は、以下の通りである：

1. 所定の様式による企業登録申請書；
2. 株主およびマネージャーの身分証明書、戸籍謄本、またはパスポートの写し
3. 株主が法人または組織である場合、当該法人または組織からの同意書
4. 委任された人の義務委任状または委任状；
5. その他必要な書類。

第 173 条 (改正) 一人有限会社の株式払込みおよび株式譲渡

一人有限会社の株主は、企業登録後、金銭および現物による株式の払込みを全額完了しなければならない。

企業登録後、一人有限会社の株式は引き出すことはできないが、譲渡および相続することは可能である。

一人有限会社のマネージャーは、企業登録および株式払込み完了後 30 日以内に、株主に対して株券を発行しなければならない。株券には、マネージャーの署名および (ある場合) 印鑑が必要である。

第 174 条 (新設) 株式未払込の効果

一人有限会社の株主が、本法第 173 条に規定された期限内に株式を全額払い込まず、かつ/または株式を払い込まない場合、本法に基づく払込期限の満了日から 30 日以内に、関係する企業登録官に対し、企業登録内容の変更または解散の手続きを行わなければならない。当該株主は、関係する企業登録官に対し企業登録内容の変更を行うまでの間、未払込みの株式の価額に応じて債務に対する責任を負わなければならない。

第 175 条 (改正) 株主数が 1 名を超えた場合

一人有限会社の株主が1名を超えた場合、有限会社へ形態を変更し、本法第V編第2章のA号からD号の規定に適合するよう実施するか、または解散しなければならない。

第176条（改正） 株主の権利および任務

一人有限会社の株主は、以下の権利および任務を有する：

1. 一人有限会社の定款を承認決定する；
2. 必要と認める場合、マネージャーを雇用する；
3. 必要と認める場合、会計監査人を選任または解任すること；
4. マネージャーの給与、会計監査人および労働者の報酬を決定すること。
5. 一人有限会社の事業報告書、収入計算書、支出計算書および事業計画を承認する；
6. 配当金を使用する；
7. 一人有限会社の定款に規定されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第177条（改正） マネージャー

一人有限会社のマネージャーは、株主自身でもよく、外部の者を雇用してもよい。外部の者であるマネージャーは、株主との合意に基づき報酬を受け取る。株主は、マネージャーを1名または複数名雇用することができる。

マネージャーは、一人有限会社の定款に規定された自己のすべての業務を遂行し、かつ株主の管理下に置かれなければならない。

マネージャーは、自己の業務の一部を他者に補佐させることができる。

雇用された一人有限会社のマネージャーは、以下の事業を行う権利を有しない：

1. 自己のためであるか他人の利益のためであるかを問わず、一人有限会社と同種または類似の事業を行うこと。ただし、株主の同意を得た場合を除く；
2. 一人有限会社と同種または類似の事業を行う出資企業の無限責任社員となること。ただし、株主の同意を得た場合を除く。

第178条 マネージャーの雇用契約

一人有限会社のマネージャーの雇用契約は、民法典の規定に従い書面で作成しなければならない。契約内容には、権利、任務、報酬、契約当事者の責任および契約解除について詳細に規定しなければならない。

マネージャー、一人有限会社および外部の者の間の関係については、関連法の規定に従うものとする。

第179条（改正） 有限会社の規定の適用

本編（第V編）第3章に規定された各条項に加え、一人有限会社の増資または減資、財務、監査、合併、分割、解散および清算については、本法第V編第2章のC、F、G、H、I項に規定された有限会社に関連する規定を、適宜適用するものとする。

第4章 公開会社

A. 一般原則および設立

第180条（改正） 公開会社の株主数に関する原則

公開会社は、企業登録の日から、少なくとも3名の設立者である株主、および会計監査人を有していなければならない。

公開会社の株主数が3名未満となった場合、および/または資本市場を通じた資金調達の目的を有さなくなった場合、本法第V編第2章のI項の規定に基づき、会社形式の変更または解散および清算の手続きを行わなければならない。

第181条 公開会社の設立者

公開会社の設立者となる個人または法人は、以下のとおりである：

1. 行為能力を有すること；
2. 事業禁止期間がまだ満了していない破産者でないこと；
3. 詐欺または横領の罪で有罪判決を受けたことがないこと；
4. 登録資本金の少なくとも10%の株式を共同で保有すること。

ラオス国民、永住外国人、ラオスに居住する無国籍者、または外国人は、いずれも公開会社の100%設立者となる権利を有する。ただし、必要な場合においては、設立者の少なくとも半数はラオス国籍者でなければならず、その詳細は政府が規定する。

第182条（改正） 公開会社設立総会の開催

公開会社の設立総会は、公開会社の設立契約書を作成し、かつ公開会社の株式引受人がすべて揃った後、90日以内に開催しなければならない。

本条第1項に規定された期間内に公開会社設立総会を開催できない場合、設立者は、総会の延期を決定した日から10営業日以内に、公開会社の株式引受人に通知しなければならない。

次回の総会は、株式引受人に通知した日から30日以内に開催しなければならない。次回の総会も開催できない場合、公開会社の設立契約は取消となり、設立者はすべての株式引受人に対して株式払込金を返還しなければならない。

公開会社設立総会は、公開会社の本社が所在する郡、市内、都市、県、首都において開催されなければならない。設立者および株式引受人が参加し、かつ全株式数の少なくとも3分の2に相当する株式を有していなければならない。

第183条 公開会社の設立契約書

公開会社の設立契約書は、本法第86条に規定された内容を含まなければならない。これに加え、一般公衆に対し株式を公募する目的を示す条項も規定しなければならない。

株式の公募は、公開会社が企業登録を完了し、かつ証券に関する法律および規則を適正に遵守した場合に限り、実施することができる。

B. 公開会社の株式および社債

第 184 条 (改正) 株式および株式払込み

公開会社の 1 株の価額は、10 万キープを超えてはならない。

公開会社の株主は、企業登録後、株主総会の合意に基づき、金銭および現物による株式の払込みを全額完了しなければならない。

株式の払込みを完了した株主は、株式を引き出すことはできない。

本条第 2 項に基づき株式を払い込まない株主は、本法第 102 条に規定された株式未払込の効果を有するものとする。

第 185 条 (改正) 株券

公開会社の株券には、以下の内容を記載しなければならない：

1. 株券番号；
2. 企業名および企業コード番号；
3. 株主の氏名および国籍；
4. 株主の保有している株式数
5. 1 株の価額；
6. 指定可能な場合、未払込株式の価額および払込期限；
7. 株券発行年月日；
8. ダイレクターの氏名および署名、ならびに（ある場合は）印鑑；
9. その他必要な内容。

公開会社の株券は、譲渡可能である。

第 186 条 株式の譲渡

公開会社の株式は、内部または外部の者に譲渡することができる。株券の譲渡は、譲渡人が譲受人の氏名を指定して裏書し、かつ両者の氏名および署名を添えて、譲渡人が譲受人に株券を引き渡したときに完了したものとみなされる。

株式の譲渡は、以下の時点において効力を生じる：

1. 公開会社に対して、自己が譲渡登録の申請を受理した；
2. 外部の者に対して、公開会社が譲渡登録を完了した。

申請を受理した後、譲渡手続きが適正であると認めた場合、公開会社は、申請受理日から 5 営業日以内に譲渡登録を行わなければならない。

譲渡が不適正である場合、公開会社は、修正させるため、申請受理日から 5 営業日以内に申請者に通知しなければならない。

新株券の発行申請の方法および期限については、公開会社の定款に規定する。

公開会社の設立者は、本法第 181 条第 4 号に規定された株式を、公開会社の企業登録日から 2 年間は譲渡してはならない。

第 187 条 社債

公開会社は、一般公衆に販売するために社債を発行して資金を借り入れることができる。社債の発行および販売は、証券に関する法律および規則に規定された手続きおよび規則に従い、適正に実施しなければならない。

一般公衆に販売するための社債発行による公開会社の借入れは、本法第 147 条に規定された特別決議による投票を得た場合に限り、実施することができる。

第 188 条（改正） 有限会社の規定およびその他関連規定の適用

本法第 V 編第 4 章に規定された各条項に加え、株式引受人に対する設立者の責任、外部の者に対する設立者の責任、企業登録申請の添付書類、増資または減資、取締役、合併、分割、解散および清算については、本法第 93 条、第 94 条、第 97 条、および第 V 編第 2 章の C、D、H、I に規定された有限会社に関する規定を、適宜適用するものとする。

経営管理、会計および監査、事業の支配、関連事項、資産の取得および処分、報告および情報開示、理事会、株主総会およびその他関連する活動については、証券業務に関する関連法令および規則を遵守しなければならない。

第 VI 編 国有企業

第 189 条（改正） 国有企業

国有企業とは、国が設立し、かつ 50 パーセントを超える株式を保有する企業、または政府もしくは国会の合意に基づき他の企業から国有化された企業をいう。

国有企業は、会社の形式の原則の下で設立され、事業活動を行わなければならない。

国有企業の設立、管理運営および事業活動については、別途の規則で規定する。

第 190 条 国有企業の設立条件

国有企業の設立条件は以下のとおりである：

1. 国家の重要かつ必要な業務分野でなければならず、他の経済セクターによる事業活動が許可されていない。例えば、戦略的分野および国家の安全保障など；
2. 他の経済セクターでは事業を行うことができず、国が社会に対し広範に公益サービスを提供することを支援する業務分野にある；
3. 効率的な事業運営が可能で、経済・金融面の安定性を有し、かつ高度な資本の蓄積を生み出すことができる業務分野にある。

第 191 条（改正） 国有企業の事業活動における基本原則

国有企業の事業活動においては、以下の基本原則を保証しなければならない：

1. 政策、法律、社会経済開発計画に合致し、かつ関連部門の管理下にある；
2. 自主的で事業採算メカニズムを実施し、国が提供した資産および資金に対し完全な責任を負う；

3. 強化的、近代的、かつ透明性のある管理体制を持ち、定期的に内部および外部監査を有する；
4. 事業の効率化に寄与するため、大衆組織の参加を保証する。

第 192 条（改正） 国有企業の理事会

国有企業は、設立の日から理事会を有する。理事会は、会長、副会長、一部の構成員（メンバー）で構成され、国有企業の組織による補佐を受ける。

理事会長および理事会委員は、当該企業に常駐することができ、自己の国有企業の資産、資本および負債を含む事業活動に対し責任を負う。

国有企業の理事会の組織および活動については、別途の規則で規定する。

第 193 条（新） 国側からの理事会構成員の基準および条件

国側からの理事会構成員は、財務省により任命され、以下の基準および条件を有さなければならない：

1. 事業管理または関連分野において、少なくとも 3 年以上の知識、能力、および経験を有し、かつ良好な管理経歴を有すること。理事会長については、いずれかの組織での経営者としての経験を少なくとも 3 年以上有し、かつ行政職級 3 以上の地位にある者でなければならない。副会長および理事会委員については、行政職級 5 以上の地位にある者とする；
2. 法律、監査、金融、会計、人事管理、マーケティングまたは投資の分野における大学以上の学歴を有する；
3. 正直、良識、ビジョン、倫理、道徳、創造性、透明性およびリーダーシップを有する；
4. 故意による犯罪行為により人民裁判所から自由刑の判決を受けたことがないこと、または事業禁止の処分を受けていない；
5. 健康である。

第 194 条 理事会の権利および義務

理事会は、以下の権利および任務を有する：

1. 国有企業の管理運営における戦略、方向性および計画を研究し、検討する；
2. 企業の事業運営の結果を評価する；
3. 国が提供した資産および資本の使用効率に対し責任を負う；
4. 執行役員会を選考し、その任命または解任について財務大臣に提案する；
5. 外部会計監査人の任命を承認する；
6. 国有企業の執行役員会の業務活動を監視・検査する；
7. 法律に規定されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第 195 条（新） 執行役員会

執行役員会は、国有企業の日常的な事業活動を管理運営する者であり、ダイレクターおよび一部の副ダイレクターで構成される。

国有企業の執行役員会は、理事会または株主総会の合意および労働契約に基づき、給与および手当を受け取る。

執行役員会は、本法第 197 条および国有企業の定款に規定された権利および任務の範囲内で業務を行うが、理事会および株主総会の管理下に置かれる。

第 196 条（新） 国側からの執行役員会構成員の基準および条件

国側から執行役員会に任命される個人は、以下の基準および条件を有さなければならない：

1. 優れた経営者であり、少なくとも 5 年以上の事業管理の経験を有する；
2. 法律、監査、金融、会計、人事管理、マーケティングまたは投資の分野における知識、能力および大学以上の学歴を有する；
3. 誠実、良識、および任務に対する責任感を有する；
4. 故意による犯罪行為により裁判所から自由刑の判決を受けたことがないこと、または事業禁止の処分を受けていない；
5. 就任前に自己の資産を申告する；
6. 健康である。

執行役員会は、競争原理に基づく選考プロセスを経て選ばれた。

第 197 条（新） 執行役員会の権利および任務

国有企業の執行役員会は、以下の権利および任務を有する：

1. 理事会に提案し検討を受けるため、年間の戦略、定款、事業計画、管理運営および人材育成計画を作成、改善し、修正を提案する；
2. 国有企業の合弁事業契約を研究・作成し、改善する；
3. 理事会に提案し検討を受けるため、年間の投資計画、企業・支店の増資または減資、合併、設立、解散、株式または事業の全部もしくは一部の売買・譲渡、資本構成および重要な財務比率の決定を行う；
4. 国有企業の日常業務を運営する；
5. 法律および株主総会の合意に基づき、管理費、給与、賃金、補助金、退職金、手当および各種基金の支払いを含む、年間の収入・支出計画を管理し、実施する；
6. 売買契約、賃貸借契約および公文書の作成などにおいて、国有企業の代表として文書への署名を行う；
7. 部・課・係・支店・駐在員事務所の長および副長、その他重要なポジションの任命または解任に関する決定を発行する。国有企業内の職員の採用、配置および解雇を含む；
8. 内部および外部の監査人に対し、正確かつ適時に情報および文書を証明・提供し、法律および規則に従い監査を受けた財務報告書を普及する；
9. 内部および外部の監査人の助言に従い、未解決の課題を改善・解決する；
10. 株主総会の合意に基づき配当金を分配する；
11. 企業の定款または労働契約に基づき、給与、会議手当およびその他の手当の形式で報酬を受け取る；
12. 自己の責任下にある国有企業の職員を評価し、表彰し、懲戒を行う；

13. 株主総会または理事会から委任されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第 198 条（新設） ディレクターおよび執行役員会の責任

国有企業のディレクターおよび執行役員会は、事業運営における利害関係に対し直接的な責任を負う。さらに、法律、国有企業の定款、株主総会もしくは理事会の決議、およびその他関連規則に違反する自己の行為に対し、法的責任を負う。

第 199 条（改正） 国有企業の資金源へのアクセス

国有企業は、以下の資金源にアクセスすることができる：

1. 国による資本拠出；
2. 他の事業パートナーとの合併；
3. 借入の担保として自己の土地またはその他の資産を供する；
4. 証券販売の発行；

借入の担保として国有企業の土地もしくはその他の資産を供すること、および証券販売の発行を通じた資金源へのアクセスについては、別途の規則で規定する。

第 200 条（新） 国有企業の株式売却

理事会または株主総会は、財務省に提案し、政府に検討・決定してもらうため、個人または法人に対する国有企業の株式の一部または全部の売却について検討する。経済・金融の安定性や国家の安全保障に関わる戦略的性質を持つ国有企業の株式売却の場合、政府は国会に提案し検討を受けなければならない。当該売却により国の株式保有比率が 50 パーセントを下回ることになる場合、当該国有企業を他の形式の企業に転換しなければならない。

第 201 条（新設） 国有企業その他形式への転換

国有企業その他形式への転換とは、企業の強化および改善を図るため、他の種類および形式の企業へ変更することであり、例えば、国の政策および各時期の市場経済メカニズムに従い、国有企業を有限会社や公開会社に転換することなど。

他形式への転換を目的とする国有企業は、株主総会または理事会の決定に基づき財務省へ提案を行う。提案を受けた後、財務省は、国有企業、その所属する省・機関、および関係セクターと調整し、政府に提案し検討を受けるために国有企業の転換について研究を行う。

転換の提案がない場合であっても、必要と認められる場合、財務省は主導して、国有企業、その所属する省・機関、および関係セクターと調整し、国有企業の転換について研究を行う。

政府が国有企業の転換に合意した場合、財務省は、国有企業、その所属する省・機関、および関係セクターと調整し、国有企業転換委員会を任命する。同委員会は、計画の作成、組織、活動、資産価値及び国有企業の転換手続きを評価し、かつ関連法規に基づく新企業の設立手続きを行う。

関係する省、機関および地方行政当局は、自己の管理下にある国有企業を研究・選別し、戦略的国有企業として指定しなければならない。戦略的国有企業ではないものについては、他の形式の企業への転換を検討するものとする。

財務省は、関係する省、機関および地方行政当局と調整し、政府に提案し検討を受けるために他形式へ転換する国有企業の対象を定めた国有企業改革計画を研究・作成する。

経済的安定性および国家の安全保障に関わる戦略的性質を持つ国有企業の転換については、政府の提案に基づき国会が検討を行う。

第 VII 編 混合企業（ウィサハキット パソム）

第 202 条 混合企業

混合企業とは、国または国有企業と、国内外のその他のセクターとの間で共同出資を行う企業をいう。国または国有企業を国側セクターと呼ぶ。

国側セクターとその他のセクターとの間の共同出資には、以下の 2 つの形態がある：

1. その他のセクターが国有企業の株式を保有する；
2. 国側セクターがその他のセクターの企業の株式を保有する。

第 203 条 その他のセクターによる国有企業の株式保有

その他のセクターは、本法第 189 条第 1 項に規定された資本比率を超えない範囲で、国有企業の株式を保有することができる。

第 204 条 国側セクターによるその他の者の企業の株式保有

国側セクターは、他の株主との合意に基づき資本比率を決定し、その他のセクターの企業の株式を保有することができる。

国側セクターによるその他のセクターの企業の株式保有は、その資本比率の多寡にかかわらず、その他のセクターの企業を国有企業に変えるものではない。ただし、規則に従い国有企業に転換することについて全会一致で合意した場合はこの限りではない。

国側セクターとその他のセクターの双方がそれぞれ 50 パーセントの株式を有して共同出資を行う場合、決議の方法および議決権の票数について合意しなければならない。

第 VIII 編 商工会議所

第 205 条（新） 商工会議所

商工会議所は、政府により設立を承認されたビジネスセクターの社会組織であり、公的セクターとビジネスセクターとの架け橋となり、活動および予算において自律性を有する。

商工会議所は、ラオス人民民主共和国の法律に従い正当に設立され活動する雇用者、経済協会・ビジネスグループ、協同組合、個人事業主グループ、および事業単位を代表する役割を持ち、事業、商業、工業、手工業、農業、金融、サービスなどの事業運営を促進するために事業単位を動員、教育、指導、組織、結集し、また、法律に従い正当に事業を行う企業の正当な権利および利益を保護することである。

第 206 条 (新) 商工会議所の権利および任務

商工会議所は、以下の権利および任務を有する：

1. 方針、政策、法律、および商工会議所の規則に従い正当に活動する；
2. 相互扶助のために、事業単位を動員、勧誘、組織、結集する；
3. 会員である事業単位に対し、法律に従い、高い効率性を持って活動するよう奨励・促進する；
4. 新規企業の設立を支援・促進するため、助言を与え、情報を提供し、関係する公的機関と調整する；
5. 関連する法律および規則に基づき、会員の正当な権利および利益を保護するために様々な措置を講じる；
6. 法律に規定されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

商工会議所の組織および活動については、別途の規則で規定する。

第 IX 編 禁止事項

第 207 条 (新) 一般的な禁止事項

個人、法人および組織が以下の行為を行うことを禁止する：

1. 禁止されている、または法律に適合しない事業活動を行う；
2. 企業登録を行わずに事業活動を行う；
3. あらゆる形態において、事業の設立および活動を妨害する；
4. 法律に違反するその他の行為を行う。

第 208 条 (新) 職員・公務員および企業登録官に対する禁止事項

職員・公務員および企業登録官が以下の行為を行うことを禁止する：

1. 権限、職務、地位を乱用し、暴力を用い、強制し、脅迫して、自己、家族、親族および仲間の利益を図る；
2. 法律に反する利益を得るために、投資家に共謀し、または便宜を図る；
3. 投資家または他者に対し、賄賂を要求し、請求、または受け取る；
4. 法律に反して、企業登録申請において書類を追加要求するなどし、手続きを遅延・停滞させる；
5. 理由なく企業登録申請を拒否する；

6. 不正に企業登録を行う；
7. 企業登録情報の開示を拒否する；
8. 企業登録証の（不正に）延長を行う；
9. 企業登録申請のブローカー行為を行う、または書類を偽造する；
10. 法律に違反するその他の行為を行う。

第 209 条（新） 企業に対する禁止事項

企業が以下の行為を行うことを禁止する：

1. 許可を得ずに事業を行い、または事業許可の一時停止・取消し処分を受けている場合に事業を継続する；
2. 法律に規定された条件および基準に適合しない事業を行う；
3. 企業登録証を他者に使用させる；
4. 文書を偽造する、または事実と異なる情報を申告する；
5. 関係する国家公務員の職務遂行において賄賂を贈る、協力を拒む、または妨害する；
6. 法律に違反するその他の行為を行う。

第 X 編 企業の管理および検査

第 210 条（改正） 企業の管理および検査機関

政府は、商工部門および事業運営許可部門に対し、関連する他部門および地方行政当局と調整した上で、自己の役割に基づき企業の管理および検査を主導させることにより、全国一律に集中的な企業の管理および検査を行う。

企業の管理および検査機関は、以下で構成される：

1. 商工部門；
2. 事業運営許可部門。

第 211 条（新） 商工部門の権利および任務

企業の管理および検査において、商工部門は以下の権利および任務を有する：

1. 政府に提案し検討を受けるため、企業に関する政策、戦略計画、法律を研究・作成する；
2. 企業に関する政策、戦略計画、法律を、下位法令、計画、プログラムおよびプロジェクトへ具体化し、かつ実施する；
3. 企業に関する政策、戦略計画、法律、下位法令、計画、プログラムおよびプロジェクトを宣伝・普及する；
4. 企業に関する法律および下位法令の実施状況を監視する；
5. 自己の責任範囲に基づき、企業登録業務および事業運営許可業務の実施を奨励、管理および監視・検査する；
6. 企業登録業務および事業運営許可業務に関連する書式を作成し、公布する；

7. 国家企業データベースシステムを構築、開発、管理および使用し、また、政府及び民間に対し企業に関する情報を提供する；
8. 国家企業データベースを関連部門と接続する；
9. 企業に関する個人、法人または組織からの提案を受理し、解決を検討する；
10. 企業の管理および監視・検査において、関連する部門および地方行政当局と調整する；
11. 自己の業務実施状況をまとめ、定期的に上級機関へ報告する；
12. 法律に規定されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第 212 条（改正） 事業運営許可部門の権利および任務

企業の管理および検査において、事業運営許可部門は、自己の責任範囲に基づき、以下の権利および任務を有する：

1. 政府に提案し審議を受けるため、事業運営に関する政策、戦略計画、法律を研究・作成する；
2. 事業運営に関する政策、戦略計画、法律を、下位法令、計画、プログラムおよびプロジェクトへ具体化し、かつ実施する；
3. 事業運営に関する政策、戦略計画、法律、下位法令、計画、プログラムおよびプロジェクトを宣伝・普及する；
4. 事業運営許可証の発行、変更、停止、取消しおよび撤回を検討し、関連する企業登録官に対し当該文書を通知する；
5. 事業運営を管理および監視・検査する；
6. 法律に違反した企業に対し措置を講じる；
7. 企業に関する情報を交換するため、自己のデータベースを国家企業データベースと接続する；
8. 事業運営に関する個人、法人または組織からの提案を受理し、解決を検討する；
9. 企業の事業運営の管理および監視・検査において、関連する部門および地方行政当局と調整する；
10. 自己の業務実施状況をまとめ、定期的に上級機関へ報告する；
11. 法律に規定されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第 213 条（新） 関連する他部門および地方行政当局の権利および任務

関連する他部門および地方行政当局は、自己の役割および責任に基づき、関連法令および規則の実施において、企業の管理および検査機関を指導、奨励し、調整し、協力する権利および任務を有する。

第 214 条（新） 企業の検査

企業のすべての事業運営は、本法第 210 条および関連法令・規則の規定に基づき、企業の管理および検査機関による管理、監視および検査を受けなければならない。

第 215 条（新） 企業の検査形態

企業の検査は、以下の 3 つの形態で行われる：

1. 通常検査とは計画に従い定期的かつ確実なスケジュールで実施される検査；
2. 事前通知による検査とは必要と認められる場合に実施される検査であり、検査対象者に対し少なくとも 24 時間前に通知しなければならない；
3. 緊急検査とは緊急を要する場合の検査であり、検査対象者に対し事前の通知を行わない。
検査は、書類審査および検査場所での実地検査により行うことができる。

第 216 条（新） 企業登録官

企業登録官とは、商工部門により任命または解任された公務員・職員をいう。
企業登録担当官の任命および解任については、別途の規則で規定する。

第 217 条（新） 企業登録官の権利および任務

企業登録担当官は、以下の権利および任務を有する：

1. 企業の設立、企業登録内容の変更、および解散について助言を与える；
2. 企業登録証の発行、登録内容の変更、および企業の解散について検討する；
3. 本法の規定に基づき、自己の管理レベルにおけるあらゆる種類の企業の設立、企業登録内容の変更、および解散に関する事業組織を管理する；
4. 企業登録に関する情報を収集、保存および提供する；
5. 企業登録証を取り消す、または取消しを提案する；
6. 税務部門の提案に基づき、企業登録の使用を停止する；
7. 本法の規定に基づき、自己の管理レベルにおける企業の名称を国家企業データベースから削除する；
8. 法律に規定されたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第 XI 編

功労者に対する手当および違反者に対する措置

第 218 条（改正） 功労者に対する手当

本法の実施において顕著な功績のある個人、法人または組織は、規則に基づき、表彰または手当を受けるものとする。

第 219 条（改正） 違反者に対する措置

本法に違反した企業登録担当官、個人、法人または組織は、法律に基づき、教育・指導（警告）、懲戒処分、罰金、民事上の損害賠償、または刑事処罰の対象となる。

第 XII 編 最終規定

第 220 条 実施

ラオス人民民主共和国政府は、本法を実施するものとする。

第 221 条 (改正) 効力

本法は、ラオス人民民主共和国大統領が公布に関する政令を發布し、かつ官報 (Official Gazette) に掲載された後、2023 年 3 月 30 日から効力を有する。

本法は、2013 年 12 月 26 日付の企業法第 46 号/国会を代替するものである。

国会議長